

二十七年前の飢饉にお小屋を設けられし時の處置は迅雷の轟くやうなりしが、五十歳を過ぎての今も敏活なる公の行動は渝らず。十三日より十六日まで、のうちに失政者を處罰し、應急の施設をなし、また將來の爲に農政について諮問し、諸士を戒飭するなど、さながら疾風の荒野を渡るが如く、五つ半に政廳に上り、晚くなれば侍臣に退出を命じて、自ら政務を理めらる。十三日まづ算用場奉行小寺和田の二人を召して事の始末を質さるゝに、はじめ十村より百姓困窮の始末を具して貸米を願ひ出でたれど、よくある習の請願を一々聽き届け、ては、なまけがちなる百姓の愈、つけ上るべしと、見合せ居たるに、まことに難澁して家財農具をも失ひ、春になりても耕耘もなしかぬる體なれば、三度まで貸米をなし、これが爲に地方にも飢民を生せずと、十村も請狀を出したる由を申す。公聞きもあへず、請狀ありとて、百姓が飢ゑぬか、おしなべて悠々たる詮議かな。一日半日の遅速にて、民が生きもし、飢ゑもするぞ、細かに民間の事情を察せず、油断して昨今の體たらく不都合千萬なりとて、翌日、二人の職を免じ、祿を奪ひて閉門せしめらる。されど實際の過はむしろ執政にあり、二人は嘗て賑恤を

請うて執政に容れられず、たゞ直接に責任ある地位に居るを以て、この罪を得たるなり。公その情狀を酌み、毎歲密かに物を賜へりとなり。

同日また馬廻及び組外の士に命じ、遍く領土を巡りて飢民に米を給せしむ。蓋し郡奉行等の調査に任せては事遅しとして、かくの如く早急の策に出でられしなり。越えて二十二日、更に與力を派遣す。かくして九月二十一日までのうちに救恤せられたる人數凡そ六萬千二百三十人、米高八千五百五十九石餘、その後のことは記録を逸して知るべからず。なほ賑恤使のほか、に巡見使をも遣はして民情を察し、救恤施行の情狀を監せしめられたり。

この時の飢饉は奥州津輕領特に悲惨なりき。八年の秋大雪あり、更に霜降り、寒風凍雨しば／＼にして、畠物は枯れ、稻の葉も赤みて穂を出さず。九月の末より領民大いに飢ゑて、放火起り、掠奪行はれ、一家十三人數を盡して倒れしもあり、九年の八月までに空屋七千餘戸、餓死十萬餘人に及べりとぞ。これ一つは儲蓄米の年久しくなりて朽ちたればとて賣り拂ひ、まだ新しき用意もなく、折ふし海路の輸入もなかりし故なりとぞ。この地の領主は津輕信政とて教化に志篤

賢明の譽高き名君なりしが、深くこの不幸を悲しみ、令を發して士民に節約を斷行せしめ、諸士の切米扶持を半減し、また全く暇を賜ふもの二百人に及びけりとぞ。わが領内は天候もさまで横暴ならず、幸に儲蓄米もありければ、この慘狀を呈せず、また公の處置はいかなる困窮の際にも曾て諸士の俸祿を減せらるゝことなかりしが、勤儉の令を布くに至りては、則ち彼此相似たり、志同しければおのづから行も同じきなるべし。

さきに城尾屋事件の起るに當り、公これを機として士風の振作に力められしが、滔々たる浮華の時潮は都鄙ともに瀾漫し、諸士概ね奢侈に慣れて道義を忘れ、この度の凶歉に當りても、米價の貴からんことを希うて、鄙吝の行を爲すものあり、風俗の頹廢むしろ驚くべし。乃ち機を見て失はざる公は、こゝにまた諸士を戒飭せらる。既に賑恤使を任じ、また算用場奉行を罰せしかば、ひきつゞき、順次諸士統率の任に當れる組頭等を召して、嚴達せらるゝ旨あり、更に翌年に至りてまた諸組頭に對して親しく訓諭せらる。その旨はいふまでもなく、風俗の頹廢を矯め、勤勉儉約を奨むるにあり。近來、諸士の振舞を見るに、勤務中もな

再度の士風の
戒飭

農政の刷新

は雑談に耽りて公用を缺くものあり、出合振舞など頻繁にして、請託阿附おのづから行はれ、裝飾調理贅澤に流れて、行狀作法却つて紊亂す。今より後、近親中の已むを得ざる附合のほかは漫に參會すべからず。京、江戸などにては、朝幕他藩に對して見苦しき體はなしがたけれども、國もとにては決して華美の服裝を用ふべからず。道具なども求むるものあればこそ、無用の商人も城下に入り込むなれ、ゆめ／＼剛健なる武士の心がけを忘るゝこと勿れとぞ。

公また謂へらく、農民の窮乏は農政の不備によれり、農政にして完からば、一時の凶歉にはさしたる困難をも見ざるべし。既に改作を成就して農政を刷新したれども、奉行、十村等法を行ふに道を得ず、これが爲に立法の精神を損ひ、反つて民俗の險惡を促がすことなきかと。よりにて歸城の後四日め、改作奉行等を召集して、百姓難澁の理由を質し、越えて二日、更に二十一條の諮問を下さる。かくの如くして善後の策を講じ、粉骨滓勵、前後數年に互りて種々の施設をなして、細大もらすことなし。固より奉行、十村の制の如きは前代の遺法なりといへども、これを更張し、秩然として農政に統一あらしめたるは公の力なり。序なれば

郡村の組織と
荒政の九法

公の工夫に成れる郡村の組織、荒政の九法について一言すべし。
一村のうちには五人組を分置して、急難相助け、農事相勸めしむ。肝煎は一村を統御するものなり。五村をして相組ましめ、その肝煎五人のうちより年番を以て一人の大肝煎を立て、これを統べしむ。五村二組を合せて一とし、その大肝煎二人のうち一人を選びて、十村肝煎としてこれを統べしむ。これは年番にあらずして、生涯の役なり。但し世襲にはあらず。更に五村五組を合せ、その大肝煎五人のうちより大十村一人を立て、支配の任に當らしむ。これを村邑組織の大體とし、小大相依り、互に善行を勸め、惡事を戒め、約を守り、費を省き、不足を補ひ、貢租を全うし、上有司の命を傳へて、下農業の務を勵ます。これを司るものは郡奉行等の職あり。さて作毛の缺乏せる時は、第一に一村の組中うちよりて助け合ひ、なほ事済みがたき時は、第二に五村、第三に十村、第四に五十村互に助け、かくても方便立ちがたき時は、第五に備荒儲蓄米を出して救済に充つ。いはゆる義倉にして、民間にて豊作の節收穫の一部を割いて凶歉に備へ、以て有無を通ずるものなり。これもまた不足する時は、第六に官より貸米を乞うて補給

四民の愛撫

す。第七には貢租の免除なり。第八には郡代に備へたる金銀を下し、富有の家より米を購ひて窮民を救ふ。第九は四海の凶荒、たゞ賑恤の善政あるべきのみ。これを荒政の九法とす。當時、備荒儲蓄のために官に設けたるいはゆる常平倉の一種は、平常加賀には金澤に一箇所、その詰米三萬石、越中に三箇所、これを合せて五萬石、能登に二箇所、二萬石、合計十萬石にして、時によりては十三萬石乃至二十萬石にも及ばしめん定なりき。
その他、稗種を朝鮮に求めてその増殖を計れるが如き、養蠶等の副業を奨めたるが如き、いはゆる月讀とて、毎月一回改作奉行をして農民を集めて令條を講せしめたるが如き、齋日放假の制を立て、百姓をして勞を慰し氣を新にせしめたるが如き、いづれも公の施設にして、上下深くその徳に懐き、一たびも窮民嗷訴のことなく、農事は次第に進歩して、年々の增收十餘萬石に上るに至れりといふ。更に公が仁慈の情に富み、常に民を恤みて生に安んせしめんとせられたる一例を擧ぐるに、耆婆萬病圓、烏犀圓、紫雪の三劑は極秘の靈藥として貴重せられたるものなるを、公ひとり私するに忍びずとし、御抱の醫師堀部養叔を

して調合の法を城下の三老藥舖中屋龜田福久屋に傳へしめ、普く四民に賣り弘めしむ。蜜丸、赤龍丹、白藥等の諸藥も公の方劑を藩士に傳へて世に行はれしめたるものなりとぞ。

元祿十五年

元祿十一年、二條綱平公の子吉忠公と松雲公の季女榮姫と許嫁の約あり。二條家は五攝家の一にして家が極めて高く、綱平公も吉忠公も後に關白の顯職に到りし人なり。この約束はもと桂昌院の考に出で、一方には院の實家は二條家の家司なれば、日本一の大名に縁を結んで舊主の後楯とし、また一方にはわが深く重んずる前田家の譽にもなれかしとて、かく計らひたるなるべし。公は寵愛わけて深き乙娘を遠く京にやりては、大名のほしいまゝにこの地に入ることはならぬ世に、思慕の情も堪へがたかるべしとて、辭せられしが、綱吉公も院の意を酌んで強ひてこれを勧め、參觀歸國の度毎に京にたちよること隨意たるべしとまでいはれしかば、懇命もだしかねて、遂に拜承せられしなりけり。公の次女は節姫とて學を好み、殊に書に巧にして、その筆蹟の嘗て叡覽に入りたることもありしが、元祿十三年、蕪州侯淺野吉長に輿入あり、一々列ねゆかば、

將軍御成の例

吉凶相交はりて様々の小事故はなきにあらねども、まづ前田家が運命の花は榮えに榮えて、同十五年、公が六十の歳は來りぬ。この年秋、領國にては一柳監物歿したり。冬、江戸にては赤穂四十七士の敵討あり。木下順庵歿してこゝに五年、水戸西山公の三周忌、西山公に禮遇せられし契沖阿闍梨の一周忌に當れるが、文學に縁ある古賢哲の遠忌のまたあやしきまでこの一年のうちにとり集めて修せられぬ。文學の神と仰ぎ祀らるゝ菅公の八百年忌、和歌には人麿貫之と竝べ稱せらるゝ西行法師の五百年忌當時の俗傳に従へば五百年、ま連歌第一の名匠宗祇法師の二百年忌實は二百一年さては古風の俳諧を興したる松永貞徳の五十年忌といふならずや。この菅公の八百年忌に當りて、その遠裔なる前田氏の幸運は最も花やかなる形の上に表はれぬ。將軍家の御成、これなり。そも、幕初より幕末までに將軍が前田氏の屋敷に御成ありしことすべて八回にして、利長公の時一回、利常公の時五回、松雲公と第十三代齊泰公との時各一回なり。そのうち規模の大いなりしは、元和三年、秀忠公が辰、口邸の御成と、寛永六年、秀忠、家光二公が相繼いで出でませる上野別邸の御成と、さてこの度

の綱吉公の御成との三回にして、わけて陪從の諸侯諸士の數多かりしは、この度を以て第一とすべし。古今の盛宴を稽ふるに、天正の聚樂臨幸、寛永の二條行幸などは申すも畏し。賓客は天下の將軍、主人は大名の筆頭、隨從雲霞の如くにして、固より豪商富佐などの望み到るところにあらず。權貴の間にもためし稀なる元祿昭代の盛事なりけらし。

元來、綱吉公は襲職の後、江戸のほかに出でず。日光參詣もその志ありながら、遂に果さずして、毎月の忌日に城内紅葉山の東照宮に詣でしのみ。正月の忌日に、上野寛永寺の三代、四代の廟（この二廟は祥忌にも）、芝増上寺の二代の廟に詣でしは祖先追慕の志より出で、珍らしき例にもあらず。すべて鷹野卷狩などを嫌へば、近郊野外に出でずして、たゞ時に小石川及び麻布の離第に臨む。信仰の心深ければ、麴町の山王湯島の聖廟、及び護持院、護國寺は殆ど毎年の詣拜を怠らず。また屢、寛永寺及び増上寺の本坊に臨み、稀には金地院及び淺草觀音堂にも詣でたり。侯伯臣從の第へは寵臣のほかには訪ふこと極めて少く、牧野、本莊、柳澤、高崎の松平の四家のみ最も多かりき。牧野備後守成貞は、綱吉公が館林

にありし時、その家司を務め、公が承統ののち次第に立身して、側用人老中格に進み、下總國關宿の城主となりぬ。元祿元年、將軍はじめてその第に御成ありしより、その數前後二十餘度、私第の御成は家光公が井伊、酒井、堀田などの譜代、さしては前田、伊達などの外様大名を訪はれたる後は例なきことなるに、かゝる小身の新大名に對して、恩遇かくの如く優なるは、ひとへに舊誼を忘れられぬ故とぞ聞えし。本莊因幡守宗資は桂昌院の弟にして、恭謙謹厚の人なり。元祿五年よりはじまりて、その第の御成十餘回に及べるは、外戚の縁に厚き故なることいふまでもなし。柳澤出羽守保明は綱吉公の嬖臣にして、微賤より起りて老中の上席に坐し、家號と名の一字とを賜はりて、松平美濃守吉保といふ。宏遠の度量はなけれども、狡慧たぐひなき才子にして、意を迎へ好に投ずること囊の物を探るが如くなれば、將軍の寵遇を一身に集めて、天下の視聽を驚かせり。萩生祖來、細井廣澤等の名家を聘して學を講じ、御成の折は、經書の講釋のほか、ある時は唐音の講書、ある時は和歌の披講、ある時は神書の講義、ある時は禪僧の問答を試み、年はもゆかぬ少女が詩を賦すとて、御覽に入れ、有司が聽認のさま

をも御聞に達し、猿樂も珍らしからずとて、今様の雜劇を演せしめなど、君の意を覗ひて爲さるることなければ、綱吉公も或は吉保が新第の落成とて、或は子息の元服とて、或は病氣平癒を祝すとて、何とて、かとして出で行きて、多きは一年に六度、一月に二度、元祿四年このかたその世を終ふるまで、御成六十度に垂んとせしは、目ざましかりし人の運なり。側用人上州高崎の城主松平右京大夫輝貞は吉保の女婿にしてまた將軍の寵臣、元祿八年より始まりて、その第の御成三十度に近し、ほかに寶永五年、側用人松平伊賀守忠周の第に一度の御成及び一二の近臣の許に立ちよられしことあり、かく近侍の臣をのみ偏寵しては、世の聞えも如何と思はれしにや、元祿七八年の交、大久保、阿部、戸田、土屋の四老中の第にも御成ありしが、これらは一二回にして止みぬ。元祿十年以來、紀州家には最愛の女鶴姫の嫁せしところなれば二度、甲府、尾州、水戸三第には各、一度の御成あり、嬖臣の第はわが家の如く軽々しく思ひて訪はるゝものにて、家門は、わけて關係ある紀州のほかはたゞ一度のみ、外様大名には例もなきことなるに、今や前田家に對して御成あらんとす。一は三家同格といふによりてなるべ

く、また一は將軍が敬重の念深きによりてなるべきが、とにもかくにも稀世の盛典たることは疑なし。

御成御殿の造營

元祿十四年十二月二十二日、幕府松雲公を召して翌年御成の内旨を傳へ、併せて公の第五女敬姫を因幡國鳥取の城主池田吉泰に嫁すべき約束を結ばしむ。公命を受けてのちは、遑々としてその準備を怠らず、新に本郷の第内に御成御殿を建て、併せて己の住第をも改造せんとて、十五年正月早々、普請奉行三人を命じ、幕府の小普請奉行に工事の監督を託し、吏員の任命、工人の召集夜を日に繼ぐ、幕府の大工頭以下の匠工にも囑し、また奉行以下職人まで在國のものをも急いで招けば、取るものも取りあへず國もとより馳せ參するもの、續々として踵を接す。上は促がし、下は急ぎ、寸暇も惜みて勵むほどに、二月四日、斧初の式を行ひ、四月のはじめに至りて工事はや成りぬ。その間僅かに二箇月ばかりなれども、請負大工の數のみにて二十萬人を過ぎ、經費は委しく知りがたけれども、御成御殿の木材の價十七萬兩、工事の豫給金額は幕府方に關係あるものみにて三十萬兩に上る。御成御殿の地積すべて八千坪、建坪約三千坪、棟數

四十八、内部の装飾は繪畫、蒔繪、彫刻、象眼細工等、一代の名工を一區に鍾めたり。殿閣落成の由聞えければ、老中、若年寄、及び松平吉保も來りてこれを檢閲し、宏
大瑰麗世にも稀なる工事かなと稱美しければ、公をはじめ奉行職人までも、か
ひありけりと、よろこび色に表はれぬ。

世子の發表と
紋着者の増員

御成に先だちて世子の發表あり、公の齡は既に六十に達したれど、これまでな
ほ世子を立てらるゝことなかりしが、御成の當日、公の子女に謁を賜ふべけれ
ば、その時に世子の定まり居ること然るべけれど、十三歳なる勝次郎君を改
めて又左衛門利起と名のらせ、二月二十八日、公伴うて登營し、世子の禮を以て
將軍に謁見せしむ。また御成に先だちて國老の紋着あり、元祿四年、二人の紋着
ありしが、八年に一人を加へ、こゝにまた一人を加へられぬ。長尙連の大隅守も
との如く、本多政敏、安房守となり、前田直堅、近江守となり、横山任風、山城守とな
り、かくて諸大夫四人を得たり。いづれも御成に際しての將軍の恩遇にして、さ
きに元祿六年自ら參議に拜せられし時、これを辭しても國老の榮達を請はん
かとまで思はれし公が、この折の満足、推量するに足るべし。蓋し將軍の御成を

迎ふるは、その家にござりては稀有の名譽なると共に、費用もまた莫大なれば、他
の例を見るに、その際土産のこゝろにて加増仰せつけらるゝもあり、また恩借
を願ひ出づるもあり、しかれどもこれらは三州の大守としては恥辱ともいふ
べきことなれば、公は物質的の計算はすべてさしおいて、臣従の榮譽を己の榮
譽として止まれしなり。傳へいふ、御成の前、幕府の命によりて、藩の年寄、奥村丹
波公に代りて登營す。老中のいふやう、この度の事につき、出資極めて多からん、
是非なき要あらば拜借を願はるべしとありければ、丹波答へて、その儀ならば
主人に傳ふるまでも候はず、懇命は辱く候へども拜借に及び申さずと答へて
歸りぬ。さてこの由を申したるに、公何故にかくは答へたると問はる。拜借致し
候は、除知をして返濟せざるべからず、いつしかそれが習になりて、皆濟にな
りても除知の田を返されずば、百萬石に手が付き候ふなりといひければ、尤も
の儀、よくこそ申したれと喜ばれけりとぞ。

四月二十六日は御成の當日なり。端午も近く、樹々の青葉も目に快き頃なりし
が、あやくなる天氣にて、空かき曇り、雨も降り出でたり。早朝、公御迎として登

御成の景況

營し、奏者番に謁して退出す。松平吉保をはじめとして、老中側用人若年寄、大目付以下の諸士豫參として、鹵簿に先だつて來り、乗駕は若年寄以下供奉し、數千の士卒を従へて肅々として城を出づ。本郷の第にては公父子これを門外に迎へ、一族親縁の人々もまた門外にこれを拜す。陪宴の諸侯は門内にて拜謁し、乗駕立關に止まれば、公案内してまづ奥書院の上段に入れ奉る。この書院の襖繪は天下の名人と呼ばれし狩野探幽の長子鍛冶橋の探信が眞の山水、父には劣りたれども、家業を襲いで當代に重きをなすものなり。大島臺を据ゑたる床の間には、徳不孤の三字儼然として懸れり。將軍が嘗て親ら書して授けたるもの、今美々しき大幅としてこれをわが前に見ては、心中の満足おのづから現はれて、覺えず莞爾とうち笑まれしなるべし。こゝにて公父子に賜物あり、ついで表書院に出でらる。この書院は當今第一とたゞへらるゝ木挽町の常信が筆もて襖に松竹梅櫻を畫き、床の間に雪舟の壽老人、上り龍、下り龍の三幅對を懸け、立花二瓶を立てたり。こゝにて父子捧げ物をなし、家人一族等出で拜す。第十三圖は小座敷に懸けられし掛物にして、藤原定家が和歌十五首を自筆にしるせる。

詠十五首和歌

民部卿定家

早春梅

かきへもさるゝふたひのふり梅のふつ花
あくらむら子梅のふつ花

湖上霞

人さるゝまふ浦といふ海とゆへ舟よ
春鳥のさるゝ名はるのふつ花

泪三月花

あはれと又なほなほるゝふつ花
あはれと又なほなほるゝふつ花

夕陽花

ものもと松花堂昭乗の秘藏にかゝれり。再び奥書院に入りたまへば、父子相伴して七五三の饗膳を供ふ。將軍の前には黄金の三方、公は本地の三方、世子は足打の膳なり。終りて講筵を開き、將軍は論語の君子不器の一節、公は大學の平天下の一節を講じ、世子また大學の一節を讀む。講書終れば猿樂ありて、翁高砂、東北、祝言、狂言は末廣がりを演ず。能の大夫は寶生將監等は常に江戸にありて幕府の五座に列すれば、目新らしからずとて、特に京、金澤より手役者を招かれけるが、京の竹田權兵衛が高砂、金澤の諸橋權之進が祝言、吳服など、當日の觀ものなりき。この餘興も果つれば、御休息所にて酒宴あり。更に表書院に出で、將軍、公父子、公の親戚、藝州侯、淺野綱長父子、因州侯、池田吉泰各、仕舞あり。終りて還御、御送のさま御迎の時に同じ門外より使して、將軍御喜悅の辭を賜ひ、公父子やがて登營して、今日の光榮を謝す。この日將軍より公に賜へる品々、表向に備前國宗の太刀、銀三千枚、時服百、繻珍百卷、天鷲絨五十卷、御盃のとき、島津正宗の刀、吉光の指添、内證向に師匠坊、肩衝の茶入、その他くさくさの物、世子、一族、家司までもそれく、賜物あり。桂昌院、御臺所等よりもまた賜物あり。公より將軍に

獻れる品々、表向に備前長光の太刀、鞍置馬一匹、金三百枚、時服百、緞子五十卷、色緇子五十卷、猩々緋三十間、綿五百把、御盃のとき、郷の刀、新藤五國光の指添、内證向に木津屋肩衝の茶壺、徐熙の鷺の畫幅、箱肴、その他くさくさの物、世子一族、家司よりも將軍、桂昌院御臺所に宛て、それくさくさげ物ありき。

三千坪、四十八棟の御成御殿廣しといへども、賓客の數は更に多くして、遙かに御殿に入るに餘れり。されば將軍をはじめ老中、侯伯以下近侍の士はこれを御殿に延き、番頭以下の幕吏一族の衆より與力同心、足輕小者町人までは居室の各室に分ち、餘れるは藩士の寓舎に容れ、なほ假屋を設けて、すべてこれを收めたり。その人數を稽ふるに、客の爲に供へし膳部の數、御成前二日は千八百五十人、當日は御成御殿にて千五百八十人居宅にて朝千七百五十人、夕四千といへば、御殿の千五百餘人居宅の夕膳四千人を合せて、總數五千人の外に出でたるを知る。その接待に當れる藩士は居室の大廣間の客三十人に對して主人方四十餘人なりといへば、その總數の夥しかりしことまた推し測るべし。

御成後の饗宴

四箇月の奔走も御成の一日に盡き、主客ともに満足してその局を結びぬ。これ

御成御殿の罹災

より閏八月公が入部の途に就かるゝまで、老中、詰衆、高家、小姓衆、一族の諸侯及び婦人、護國寺、護持院等の眞言僧、増上寺、傳通院等の淨土僧、上野諸坊の天台僧、林大學頭父子等を招きて、祝宴を開かるゝこと月に數回、その度毎に、來客數十人、時には百人のほかに出で、三汁十菜を供へ、五座の大夫をして猿樂を演せしめられぬ。

翌十六年、江戸には災多かりけり。十一月十八日には四谷に火起り、折ふし風強くして、赤坂、麻布より芝札の辻に及び、青山なる紀州藩邸も焼けうせぬ。その驚の休まる間もなく、二十二日の夜、大地震あり、地割けて水を吹き、郭内石垣ところどころ壞れ、門櫓あまた倒れ、家々の潰るゝは數を知らず。甲府藩邸も害はれて火を失す。これがために横死せしもの、市中に三萬五千餘人あり。相模房總の海岸には海嘯襲ひ來りて、人畜の損害あさましく、慶安二年このかたの大地震なりとて、人心いと々恟々たり。この大災により、諸國の大社大寺に祈禱を仰せ下されしに、越えて二十九日には小石川の水戸藩邸よりまた火燃え出でぬ。この日も風烈しくして、見る／＼本郷の方に燃え擴がりて、湯島聖堂、神田明神、湯

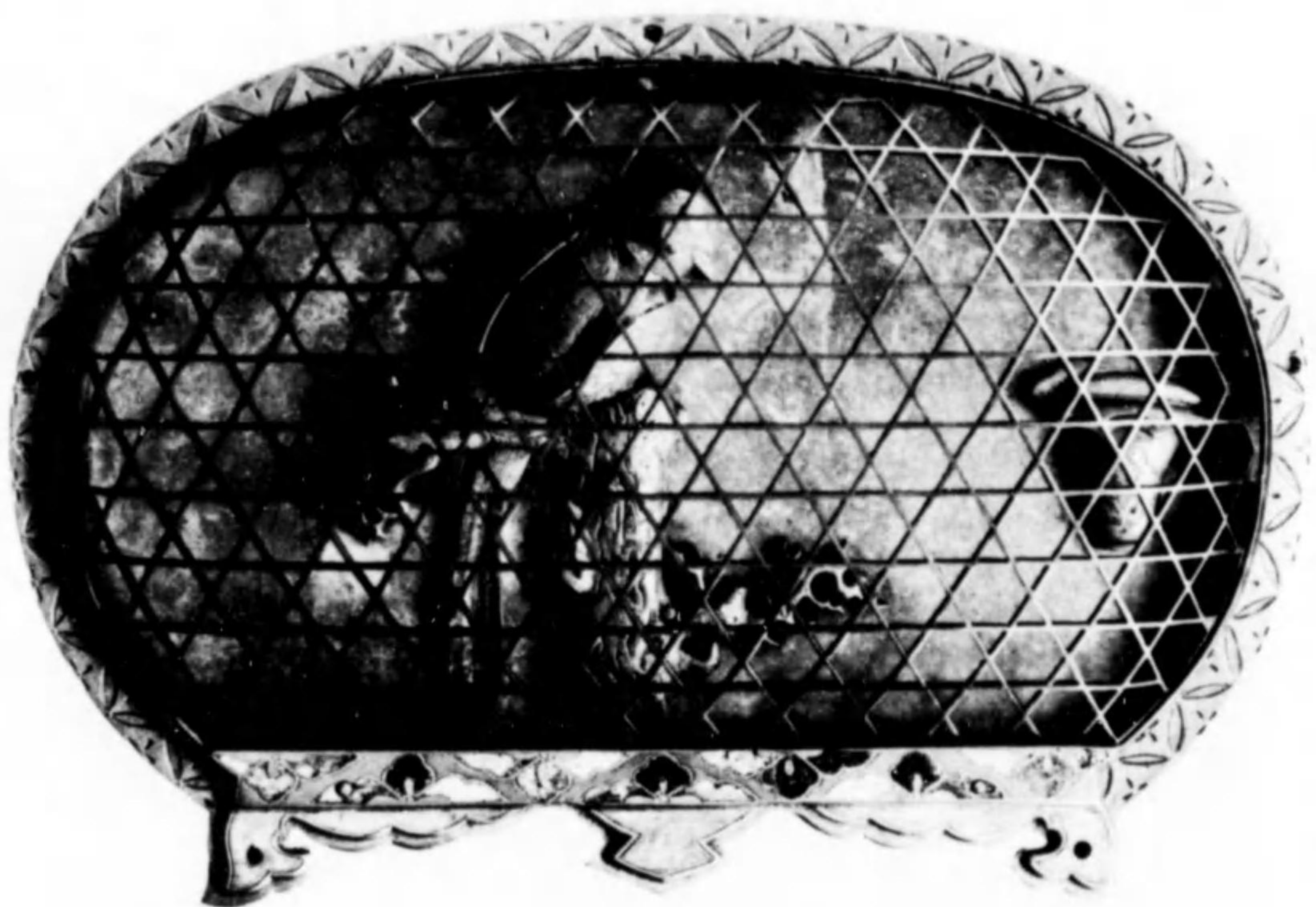
鳥天神も災にかゝり、東叡山のうちに移り、なほ東に走りて兩國橋大橋を焼き落し、本所より深川靈巖寺のほとりに至りて、やうく鎮まりぬ。昨日莊嚴の殿閣、今日一片の煙目ざましかりし御成御殿もたゞ一年にして跡かたもなく焼けてうせて、今はその名残をだに止めず、纔かに記念と見るべきは數個の釘隠の存するのみ。鳥籠及び花籠ともに七寶を嵌入して、金碧燦爛、紅紫眼を奪ふ。第十四圖即ちこれ、されどたゞこの一毛によりて九牛を推す、當年豪華の様ほのかに想ふべくして、明かに知るべからざるなり。

第五章 雲のはげま

六十歳より七十四歳まで

公の初老期

榮華は極むべからず、思出多き元祿十五年を限に、公は世の音問贈遺を絶ちて、沈静なる境涯に入られぬ。固より致仕隠棲せられたるにはあらず、花やかなる交際を止めて、更に藩政と學問とに盡されたるなり。一時外に表はれたる聲譽を包みて、専ら内に三州士民の爲に政務に勵み、かたはら學事の研鑽は一日も



第十四圖 御成御殿釘毬



各徑四寸五分 橫六寸五分

御成の費用

怠らず、利常公はその晩年安泰なる國土を松雲公に譲らんが爲に苦心せられ、松雲公は今また同じく世子の爲に焦慮せらる。されば公が六十歳の元祿十五年より享保元年の七十四歳まで足かけ十五年の間は、特に取り立て、擧ぐべき事蹟なし。將軍家は五代を過ぎて六代、七代と移り、方に八代に入りぬれど、公の世は平らしく穩かなり。この間を公の初老期とやいはまし。

はじめ御成の事定まるや、公その費用を豫算して、二十萬兩餘を要すべしと思へるに、實費の額は百萬兩に上れり。當時、物價しきりに騰上し、風俗奢侈に趨り、前年來の質素儉約の訓諭も著しき功を奏せず。上下ともに生計に苦しめる時なれば、公ははじめより經費支出の方法について考慮を重ね、その費用は領國數年分の租入を費すとも償ひがたき程の巨額なれば、豫め約して、幕府方の諸吏、職工の報酬、木材の代金等は年賦を以て支拂ふべしと定めらる。職人等後に至りてこれを悦ばず、幕吏に請託して困厄の事情を訟へしかば、老中は公に告げて、直ちに全額を支給せんことを求む。公登城し、老中一座の前に於て述べて曰く、支出の年賦ははじめよりの約束なり、今更改むべからず。これを改めんに

は、一時諸士の俸祿を減するか、または百姓より過役を取り立てざるべからず。この二法は前代より未だ曾て行はざるところ、今に至りて收斂苛酷の君たらんよりは、むしろ領國三州を召し上げたまはんに、は如かずと、老中その意氣に驚いて、御尤の仰思召しの通にて宜しく候とて止みぬ。

御成後の勤儉

さらでだに歳計は逼迫せるに、莫大なる御成の經費あり、その年また領内にては風雨順ならず、洪水溢れ高浪襲ひて損害いと多かりしかば、嚴に國用を節し、士民に令して奢侈を禁じ、自ら率先して模範を示し、幕府に申請して、公儀の進獻、諸家の贈遺を簡略し、數年間質素勤儉の勵行に力められぬ。これを思へば、一日の御成に十餘年の困窮は遠慮ある政策にあらず、三日の花の榮に一年の養分を吸はせんは、終歳の縁を淪へざる松柏の操に如かずと覺ゆれども、そは未だ一を語つて二を問はざるもの、公の勤儉は御成を待たずとも來るべきものなり。元祿華奢の世と共に浮沈するは、公の耐ふる能はざるところ、早晩この浮靡の社會を退いて晩節を全うせんとは、蓋しその抱懷にして、たゞ將軍の恩遇諸侯の崇敬ももだし難く、突然謂れなくして墻壁を自他の間に築かば、却つて

世間の疑を招き、疑は疑つて禍ともなるべし、しばらく隱忍して時を待つに如かずとし、荏苒數年を過せるに、こゝに御成の恩命あり、家の譽としては無上の譽、しかも資財の乏しき折に絶大の費、この譽は失ふべからず、この費は轉じて得とすべし、久しく機會を待てる公は、こゝに意を決して立てり、一日の費用は多けれども限あり、數年の節約は塵も積つて仰ぐに高かるべし、御成は人心を新にすべき好機なり、機によつて情氣を一掃せずんば、人心は新ならず、年々歳歳近いて淪ることなく、敢て新年歳暮の別あるべきにあらざるに、儀を立て、習をなせるは、従前の弊を抛ちて更に將來の計を立てんが爲ならずや、こゝに御成の時に及んで、節約を發布して幕府も疑はず、臣従も理なりとす。公は御成を利用して始めて勤儉の實行を期せられしなり。

按ふに公の勤儉は徒らに經費を減じて而して足れりとするものにあらず。この時に當りて、老臣等建議して、江戸方の扶持割を減すべしといひしが、公はこれを採らず、老臣の癖として、動もすれば減祿の策を立つれども、かくては小祿の者の窮厄となるべし、また參府せば生計の補にもなるべしと思へばこそ、い

づれも進んで江戸詰をも勵むなれとて、さて止まれぬ、或は臺所方の料理をすべて一汁一菜にすべしといふものあり、公曰く、老人もあり、人によりて禁食のあるものもあれば、かくては食ふに菜なきものも出で來るべし、かやうのこと、又は節儉なりとて陳き肴を用ひ、調理を粗にすることなどは、心得違なり、かゝる折に人々の苦にならざるやうにせんが爲の儉約なり、食ふものは食はざるべからず、着る物は着ざるべからず、武具の手入はまして怠るべからず、たゞ華美を好まず、無益のことを爲さざるを以て儉約とすと示されたり、されば公の儉約を以て、ひたすらに御成の經費の多かりしに驚いて、一途にその回復にのみ努力せられしものと思ふは誤れり、公は元祿風俗の驕奢を矯めんとして、御成を機會に人心の更新を計られしなり。

數年前凶歉の際、公は大いに諸士を戒飭せられしが、滔々たる奢靡の世風は都鄙おしなべて蔓延し、掃へども除くべからずして、益、その根柢を固めんとす、本多政敏は政長の子にして、御成に先だちて安房守となりしが、彼爵の内命を得るや、士卒數百人を従へ、部伍整々として江戸に入れり、時に江戸城内に奉公せ

る一女房伽羅を携へ來り、親の法事を營まんと思へども、資なきに苦しめり、この品を以てその代に充てんとす、買ひたまはれと請ひしかば、政敏あはれに思ひ、さらばとて少々掻きとり、残れる伽羅に小判百兩を添へて與へたり、さて歸國の途は東海道を下り、所々の名所舊跡うち眺めなどして、興津の濱に來かゝりぬ、清見が關に關はなけれど、山海の景色にひかれて越えがてに、蜿蜒たる波上の長虹、あれこそ三保の松原と聞くに、空しく過ぐることはとて押し渡りて、白沙青松の間に宴を張る、興盡きて歸れる跡にうち捨てたる毛氈十五六枚、幾人の天女の羽衣ぞと見えて、その頃の貴き品を顧みもせぬ豪興の程を、世に語り傳へて感じあへりとかや、これらは聞くに愉快なる話にて、尾形光琳が飯を包みたる籜に蒔繪の手を凝してこれを投げ棄てたるなど、共に、元祿豪華の一端を示すものながら、徒費を戒め節約を尙ぶ公の眼より見れば、いづれか慷慨の種ならざりける、贅澤街張の弊は斷じて変除せざるべからざるなり、公はその趣味において、元祿一般の社會と相反せるのみならず、五代將軍ともその趨向において、睽離せり、敢て公の將軍に背けるにあらず、將軍が世間に阿

合するに至りしなり。志合は、則ち輔くべし、合はずば自ら守るに如かず。六十餘州の政治は公の左右し得るところにあらず。途に當らざる時、尋ねられれば答ふべし、用ひられずとも強ふる能はず。たゞ退いて三州の爲に盡すべきのみ。はじめはその好むところの同じきを以てしきりに將軍の恩遇を受けたれども、年を歴るに従うてかなたの舉動は漸く曩日の如くならず。蓋し將軍と公とは一時その傾向を等しくしたれども、實際の性質は著しく相異なり。その相違の點は次第に二様の方向に發展して、今や二公が格別の特色は表面に現はれ來れり。さて更に綱吉公のことを説くには、汎く前期にも互りて説くべし。讀者一概に見ることなかれ。

將軍の情氣

公は意志の人なり、五代將軍は感情の人なり。意志の人は一路邁往、四圍の事物の反抗に遇へば、奮うて益、その元氣を増す。感情の人は理性の伴へる間は意志の人と相具してさしたる相違を見ざれども、一旦この伴侶を失へば、逸れて忽ち千里の間隔を生ず。將軍ははじめ風俗の簡素を獎むるを以て治政の方針として、屢、儉約の令を發し、豪奢の度に過ぐるものを罰し、また請託を禁じ、定まれ

る習の贈遺をも力めて縮小せしめたり。されど管に世間の風俗の更まらざるのみならず、將軍自らも漸く厚味口に甘く、美服肌を快きを悦べば、自ら率ゐざる禁令は竟に空文に終りぬ。古式の能樂も慣れては珍らしからずとて、今様風流の舞技を弄び、織手扇を翻へして輕羅風に堪へず。錦帳出づるに懶くして、承統初年の勵精消えて跡なく、奥向にのみありて宴飲歌舞に日を送ること、これこの將軍が中頃以後の状態にして、松雲公が終始勤儉を獎めらるゝに比べては、その變化の大いなるに驚かざるを得ず。

將軍の苛察

嚴厲はまた五代將軍の特色にして、信賞必罰はその大主張なり。材幹あり功績あるものは階級を問はずして重用せざるべからずとして、不次に臣下を拔擢せしことは、當代より盛んなるはなし。元來、將軍の母も微賤に出で、榮達を極めし人、將軍自らもまたはじめは思ひもよらざりし宗家の統を襲ぎし人なり。敢てこれに倣ふとはあらざるべけれども、堀田正俊、牧野成貞、本莊宗資、松平吉保など、或は勤勞を賞し、或は姻戚の縁によりて、封爵を増し、顯職に上せられしはいふに及ばず。喜多見重政、坂本重治、本多忠周、松平輝貞、内藤重頼、大久保忠

高本多正永、松平信孝、内藤正勝、黒田直邦、米倉昌尹など、いづれも寵眷を蒙り、次第に加恩ありて萬石の列に擧げられしものなり。すべて闊達にして、祿を授くるに毫も鄙吝の念なかりしかど、過失を罰することも斷然として憚るところなし。天和元年に越後家の訴訟を直裁して高田二十五萬石を沒收し、その一年のうちにまた加々爪直清の遠州掛塚一萬三千石、眞田信利の上州沼田三萬石、酒井忠能の駿州田中四萬石の收公有り、これより後も引きつゞき、諸大名の國政よからず、もしくは繼嗣なしなどの理由を以て、廢絶の禍にあひしもの甚だ多し。貞享三年、越前國福井の城主松平綱昌失心せりといひて、領土四十七萬石を沒し、別にその養父昌親に二十五萬石を賜はりしを、最も大なるものとして、萬石以上の所領の除かれしもの二十餘家、祿高は百四十萬石餘に及び、萬石以下は數ふるに暇あらず。幕初人心の未だ穩かならざりし頃はさておいて、昇平無事の世になりてかくの如く除封の多きことは、前後に例なきことなりとて、上下肩をすばめて戦きあひけり。

信賞必罰も正しきに適へば、諸士に畏敬の念を増さしめ、愈、その職務を勵むに至らしむべけれども、情に任せて當を失すれば、濫賞に陥り、苛察に流れ、臣従をしてその弊害に堪へざらしむ。五代將軍の感情はいつしか理性の絆を斷ちて逸走せり。本來猛烈なる感情を懐ける人の、かくては喜怒定まらず、今しも熱中して前後を忘るゝばかりなることの、早くも冷々として相關せざるものゝ如く、その意に合ふものは登庸次第を擇ばず、命に背けば直ちに食祿を召し放さる。危いかな、かくの如き君の機嫌を覗ひて、運命の絲をその指頭に託すること。嘗て猿樂の時に、伺候の席を脱け出で、表に出でたりしを以て、小納戸水野忠朝を柳澤保明に預けられ、その子を神保元茂に預けられぬ。一たび不謹慎の體を見られては、嚴罰忽ち來れば、講筵にも、猿樂の席にも、戦々兢兢として跪坐せざるを得ず。側用人喜多見重政は異常の拔擢を蒙りて、側用人に進み、常に君側に昵近したるものなりしが、弟の非行によりて將軍の覺え宜しからず、職事に心入れずとて、武州喜多見二萬餘石を沒收せられ、これと共に擢用せられし坂本重治、本多忠周も、職務を奪はれ、加増高を沒收せられぬ。愛憎一朝に變じて盛衰倏忽に更まること、あまりに常軌を外れて、苛酷に過ぎたり。されば幕吏も諸

侯も力めて將軍の意に違はざらんとし、近侍の士に縋りて登庸せられんとすれば従うて側用人の威權の赫々たること、この時に如くはなし。感情に任する君主の固より寵侍の臣少からず、わけて松平吉保の如きは例まれなる出頭人にして、言ふところ聽かれざるることなければ、密かに賄賂を贈りて取りなしを望むもの多く、請託の禁も全く用をなさず、上下ともに勢に就き利に趨り、滔々として輕浮の風を醸成したり、松雲公が階次を正して黜陟を濫りにせず、嚴に請託贈遺を禁せられしに比ぶれば、霄壤の差別を生じたるものかな。

元祿時代と平安朝
一代の風潮は將軍の好惡に従うて移り、將軍の好惡もまた一代の風潮に伴うて變ず、更めて元祿前後の狀態を思ふに、江戸三百年の他の時期とは選を異にして、跡を平安朝の盛代に踵ぐ、井原西鶴、江島其磧の浮世草紙、近松門左衛門、紀海音の淨瑠璃、いづれも感情を主としたる文學にして、九百年前の枕草紙、源氏物語と相對して日本文學の精華なり、後宮の勢力の強かりしこと、また上東門院の昔を偲ぶべく、桂昌院は當將軍の母公として三の丸にゆるぎなく礎を固め、御臺所は關白鷹司房輔公の妹なり、側室にはお傳の方のちに小谷の方方が五

の丸にあると、水無瀬家の姫君右衛門佐局と、大典侍局とて清閑寺家の姫君の北の丸殿にあると鼎立して、互に寵を競ひ勢を争へば、諸臣諸侯またその縁に頼りて顯達を計り、結託も軋轢も爲さるることなく、政治の施設もおのづから女流の容喙によりて左右せらるゝに至れり。

佛法興隆

堂塔伽藍の造築盛んに興り、胸奥の信仰は知らず、外觀よりいへば、佛教の旺昌この時に極まりて、平安朝のいにしへをさながら今に移したりと覺えしも、元祿時代のことにして、この大勢の魁たりしは實に桂昌院なり、院佛法に歸依すること尤も厚く、屢、その子に勸めて土木を起し、寺領を寄せしめ、すべて信心を現はすべき手段は行ひて盡さるることなし。上州碓氷八幡宮の別當亮賢は院が懐胎の時に平産の祈禱をなし、綱吉公生誕の時、この君たぐひなき貴相ありと占ひしによりて、院特に喜びて常に護持を託しけるが、公の襲職に及びて、大塚に地を賜はりて巨利を建つ、護國寺これなり、亮賢について召され、更に亮賢よりも渴仰せられしを知足院隆光とす。隆光はもと大和長谷寺塔頭慈心院の住持なりしが、亮賢の薦によりて江戸に來り、知足院の住持となる。機智ありて

深く將軍母子の信頼を得將軍に男子なかりしかば、徳松君ありしかど早く歿したり。子孫繁榮の加持を命せられ、知足院を移して新に神田橋門外に護國寺よりも大いなる伽藍を建つることを許さる。地歩を占むること五萬餘坪、金堂講堂護摩堂常行堂以下、畫棟彫廊巍々として列なりたるほかに、東照宮をも勸請し、寺領五百石を添へ、更に千五百石に増さる。後に院號を改めて護持院元祿寺と稱し、無本寺關東眞言新義派の大本山と定め、隆光を大僧正とす。將軍母子ともに屢、駕を枉げ、隆光は常に殿中に入出して威權僧俗を凌ぎ、上野、芝の二大刹にも超えて、昔の法成寺、法勝寺もこれには如かじと思はれたり。母子兩人既にかくの如くなれば、綱吉公の側室等もこれに見ならひ、公に請うて、一は湯島に靈雲寺を建て、覺彦阿闍梨を開基として關八州眞言律の本寺とし、一は愛宕圓福寺を御祈願所に取りたて、一は淺草大護院に八幡宮を創建し、以上五箇の眞言大寺は國家の祈禱、公子の降誕、われ一に佛驗を現はさんと、丹精を擧げて護摩の煙濛々と立ち昇らせたり。

上野寛永寺は、三代將軍の時京都における延暦寺に擬して江城鎮護の爲に建

てられ、日光門主法親王在住の所として固より江戸第一の大寺なり。されど護持院の建つに及びて、堂塔の觀や、これに及ばざりしかば、門主より將軍家に請うて未だその構あらざりし根本中堂を創建す。柳澤保明普請總奉行として工事を急ぎ、前後七箇月、七寶莊嚴の伽藍成りて、勅會を修す。轉讀の聲、歌舞の姿、極樂淨土もかくやらんとめでたかりしが、恰も瑠璃殿の勅額到着の日に市街に大火起り、四代將軍の廟門主の本坊、僧坊あまた焼けうせて、纔かに新築の中堂をとりとめたるこそ笑止なりしか。元祿十一年のいはゆる勅額火事、これなり。淺草觀音堂もまた修繕せられて面目を改めぬ。同じく天台のうちにて、上野は寺格の高きを以て傲り、淺草は由緒の舊きを以て誇り、兩々相執つて下らず。寛永寺は勿論延暦寺に比すべくば、觀音堂は三井寺に似たりとせん。固より修理の數にもれぬ芝増上寺は二代將軍の廟もあり、上野と相對して將軍家の歸依厚き大寺にして、住職大僧正了也の尊信せらるゝが上に、名僧祐天も出でぬ。これについて傳通院、靈巖寺、幡隨院に新に再興せられし靈山寺を併せて、府内の淨土檀林とす。眞言新義派の開祖根來の覺鑊上人が興教大師、淨土宗の開

山法然上人が圓光大師の追諡を贈られしも元祿年間のことなり。大寺巨刹の造築はひとり江戸のみならず、また諸國に及びて、東大寺大佛のために雲に聳ゆる佛殿は建てられぬ。法隆寺、唐招提寺の大修理も成りぬ。洛西嵯峨の釋迦堂、長野の善光寺、これらはいづれも桂昌院の祈願によりて營繕を了へたり。上の信仰かくの如くなれば、下の趨くところまた推し量るべく、幕府が寺院の新建を禁じ、頽廢せしは再建すべからずと令したるも、果して幾何の效あるべしや。四民崇佛に急がはしく、嵯峨の釋迦、善光寺の如來をはじめとして、神佛の開帳漸く數繁く、關西三十三所順禮といふも元祿の頃より起り、雜司、谷鬼子母神の榮えたるも同じ頃よりなりと聞く。

生類憐愍

佛法歸依の篤きと共に、鳥獸を保護し、殺生を禁斷せんとして、生類憐愍の法令の出でしことも、煩苛に過ぎたり。禁制の源こそ、人間は慈愛を本として、德澤畜生にも及ぶべしといふ美はしき趣意より起りたれ、情に任せて極端に趨るが癖なる將軍は、法を強ひて嚴罰を課し、世人をしてその峻酷に堪へざらしめ、人間よりも動物を重んずるの誨を招かしたたり。まづ狼に鳥銃を放つを禁じ、ま

た放鷹は田島を荒し、百姓を苦しむるものなりとて、これを禁じ、自ら鷹野に出づることもなく、佳例として諸侯諸臣に雲雀を賜ふことを廢し、たゞ禁裏仙洞に獻上すべき鶴を獲んが爲に少しばかりの鷹を殘したるが、後にはこの恒例をも停めて、盡く鷹を遠島に放ち、鷹匠を廢し、剩へ鷹匠町の名を小川町に、餌差町を富坂町に改めぬ。また令して、決して諸鳥を捕殺すべからず、鳶鳥は小鳥を害ふものなれば、巢をくは、速かに取り捨つべく、雛はそのまゝに養ふべし。府内愛宕山の境内に限りては、巢を拂ふべからずといひ、この二種またそのほかの鳥も蕃殖して穀物等を害するものは、屢、大島、新島、神津島、もしくは三河の西尾、伊勢の桑名などに放てり。魚鳥の類を食料に供せんが爲に飼養すること許さず、雞、鶩などの野生に馴れざるものは、そのまゝに飼養して殺すべからず、龜は決して飼ふべからずとし、金魚、銀魚を藤澤道場の池に放たしめ、釣舟はわけて慰樂の爲に生を害ふものなればとて、嚴にこれを禁じ、活魚を賣ることを停め、密かにあなごと欺きて鰻、鯉を賣るなどの非行を制す。ある時は香具師の蛇を遣ふものを禁獄し、よつて令して、蛇に限らず、犬、猫、鼠などのたぐひに

技藝を教へて、みせ物に出すことあるべからず、生類を苦しむるはすべて曲事なりといへり。禁令かくの如く厳しくして、これを犯すものは嚴罰に處せられ、城内中門の番に預かりし持筒頭なにかしの小者等が門の上に集まれる鳩を磔にて撃ちたりとて、與力同心盡く遠慮を命せられ、中奥小姓なにかしの家人が四代將軍の忌日に吹矢にて燕を射たりとて、一人は大辟に處し、一人は遠流せしめられぬ。群生愛護の仁は更に引いて猛獸にも及び、猪鹿狼の類も暴れざる時は漫に害を加ふべからず、猪鹿の出で、田島を損ひ、狼の人馬犬等を殺傷する時のみ、空銃を響かしてこれを逐ひ、效なき時に始めて實彈を放つて撃ち取るべし、撃ち得たらばその地に埋むべし、食料とすることを許さずと定む。嘗て歩行頭なにかしが、事によりて職を奪はれし時、その家人が主の領地にて私に猪狩せしこと露はれ、この犯罪者は梟首の重刑に處せられたり。

牛馬類の保護に至りては、注意また極めて周到なり、馬に負はする荷物は定まりたる貫目を守り、また馬の強弱によりて荷の輕重を計らひ、必ずこれを惱ますことあるべからず、病傷のものはことさらに勞はりて使用すべからずと命

じたるが如き、近年唱へらるゝ動物虐待防止の旨にも合ひて、稱揚に値する處置なるが、法令の煩苛は例によつて避けがたかりき。治療の爲にはせん方なけれども、その他の目的にて馬の尾先を焼くべからず、毛を刈り、尾莖を切り、烙鐵を當つべからず、病馬の類を未だ死せざるうちに棄つること少からずと聞くは殘忍の極なれば、かゝる僻事をなすものあらば嚴罰に處すべしと令す。幾ばくもなく病馬を荒地に捨てたるもの十人をば遠流に處し、重ねて違犯のものあらば愈、重き刑辟に當つべしと警戒し、爾來罰を加へらるゝもの相續いであり。小姓組なにかしは自宅の邊に來りし病馬の保護ゆきと、かすとして、閉門を命せられたり。

犬の愛護に至りては、崇佛は移りて迷信となり、慈悲は酷薄に轉じて、古今東西にたぐひなき天下の珍事なり。將軍母子の歸依篤き護持院隆光、何がなして子孫繁榮の祈禱の驗を顯はさんと思ひ、申して曰く、君に男君の産れたまはぬは過去殺生の應報なれば、生類憐愍の御企專一ならざるべからず、わけて當將軍は戌の日の御生れなれば、犬の愛護特に大切なるべしと、寵臣牧野成貞も柳澤

保明もまた共に戌の日に生れたれば、君臣合體して隆光が建言の趣を勵行し、世に三狗の誹を貽せり、令して、飼犬の毛色は一々帳簿に記入せざるべからず、これを繋ぎ苦しむることなく、狗兒は人馬に踏まるゝ虞あれば、漫に道路に放つことなからしむ、その飼養には心を盡し、兒を産むとも棄つべからず、拾ひ取らば懇ろに養ふべし、闘犬あらば撃つことなく、公用あるものも立ち止まりて痛まぬやうに水を灑ぎて引き分くべし、傷つけりとてかゝり合を恐れて隠匿すべからず、速かに犬醫者の治療を請ふべしとなり、されば犬を殺すが如きは固より大罪にして、鞆の類は犬皮を用ふるものなればとて、その賣買を禁ず、制禁かくの如くにして、犬の出産怪我などあれば、役人檢使として來りて帳簿に註し、犬醫者は幕府の抱にて典藥の如き勢あり、過つて犬を害するものは重刑に遭へば、往來の人安き心はなく、猜々の聲側に近づけば、顛ひ上つて逃げ走りぬ、従うて市中に犬の跋扈すること夥しく、主なきものも數知れず殖えたるを以て、大久保、四谷に小屋を營みてこれを收め、市中より運び入るゝこと日々たえ間なく、飼養の費用は市中に賦課し、幾ばくもなくして更に郊外中野に十六

萬坪の地を相して犬小屋を設け、收むるところ日ならずして十萬頭に及べりとぞ、犬の世界のみは泰平なれど、苦々しきは人間の上にて、本所の大工の犬を切り殺して死罪にあひ、これを密告せし少女の五十兩を賜はりしが如き、伯樂なにかしの犬を傷つけたりとて切腹を命せられしが如き、人間を苦しめて畜類をいつくしむ非道の虐政と、あらはに口にこそいへぬ、私かに吐き講るものぞ多かりける。

傳へいふ、水戸侯光圀は元祿三年致仕してより常州西山に閑棲せられしが、ある時、側用人柳澤保明を経て獻上せられし箱あり、寒氣を凌ぐにはことのほか宜しき品なること、自ら試みて覺り候へば、上様にも御養生のために御用ひあるべしとなり、開かせ見れば、新しく精製したる數々の犬の皮なりけり、將軍激怒のあまり、しばらくは辭も出でず、やがて目通りを退けよとて、取り棄てしめらる。これは當時の生類憐愍の法度に慷慨せる西山公の諷諫に出でたるなりとかや、松雲公も漸く積りゆく非政にはいかに眉をや顰められけん、嘗て人の物語るを聞きし父君のことさへ思ひ出でられぬ、光高公嘗て江戸辰、口の第に

一羽の白鷺を飼はれしが、この鳥常に公の座側に入り、呼べば答へ、出入には送り迎へ、見るからに怜悧に振舞ひければ、公の鍾愛もいと深かりき。一日、飛びゆきて一藩士の庭に下りしを、藩士杖もて撲ち殺しぬ。折ふしその友尋ね来て、こはくゝいかに、これはわが君の愛禽なりといふに、藩士も驚けどせん術なく、この由を申して罪を待つ。公曰く、鷺は惜しけれども、何ぞ禽を以て人を煩はさんや、こは臣下の罪にあらず、わが溺愛の過なりとて、これより復禽獸を近づけられざりきといふ。この昔語を以て極端なる今の生類憐愍に比べらるゝ松雲公の心はいかに。

公は謹敎方正のさがなれば、奇矯の行をなさず、わけて外様大名のこなたより進んで政治に喙を容るゝが如きことは、慎んで爲されざりき。しかれども一々幕府の命を守りて人を苦しむるは、またその好む所にあらず。藩士永原丹七郎といふもの犬を殺し、由聞えしかば、老中秋元但馬守公を招きてその處置如何を尋ぬ。渠は既に罪に處して五箇山に遣はし候と答へられしに、一應届け出で、後に決せらるべきを、粗忽の事なり、さりながら既に事済みたる上は、今更

かれこれ申すべくも候はずとて、そのまゝにて止みぬ。これはその頃旗本蒔田權佐といふもの、犬の爲に切腹せしなどのことありしを以て、早く事を定め、永原の死を免れしめんとの公の仁心に出でたるなり。また嘗て藩邸の井に狐の墜ちて死にたることあり。他家にては賄賂を贈りて軽く濟む例も多けれど、公は追従を敢てせざれば、事むつかしくなりて、番人の足輕五人を死罪に處せよとなり。公老中戸田山城守を訪ひて、畜生一疋と人間とは替へがたし、この儀上聞に達せられよと望まれければ、山城守かゝること申しては、公方様の御思召に叶はず、御爲宜しかるまじといふ。さりとして道理なくあたら人命を損はんや、御思召はいかにもあれ是非もなし、たゞ急ぎ仰せ上げられよかしと促がされけるに、その後は何の沙汰もなく終りぬといふ。

五代將軍が感情の冷熱烈しく、輕靡驕奢なる世俗と共に浮沈し、行ふところは言ふところに反し、天下その失政に惱むもの多きは、松雲公が冷靜の意志によりて克己省察を怠らず、實踐躬行を先として、常に領土の安危を忘れざるとは、雲泥の差あり。嚴正篤學は、はじめはその道を同じくせしもの、一旦相遠ざかりて

は、更に相近づくことの家のため、國のために得策にあらざること、公は自覺せられぬ。將軍は滔々たる俗世間に馴れ親しめり、俗世間は公の容るゝところにあらず、既にまた奢靡に流れて困窮に及べる。家士をいかにもして救ひ出し、併せて國帑の乏しきをも補はんとは、公がかねてよりの志なり。御成の年二月、庶民疲弊し乞丐となるもの多しと聞えしかば、幕府老中稻葉丹後守正征に命じて救済を計らしむ。林鳳岡はまたうちく政機に參するもの、この時、書を贈つて公の意見を問ふ。公たゞ儉約のほかに道あるまじきを説き、更に曰く、拙者儀最早至極困窮、政事も叶申間敷候間、當秋より御老中へ御斷申入、儉約仕、音信贈答相止、又左衛門に御奉公を讓不申内、少は取直し、又左衛門代に成、御奉公も相叶候程にいたし、隱居可仕候。最早三四年之内に而御座候間、是非今年より右之通に仕、其次手家中共に彌以儉約いたさせ、扱百姓共手前いまだ仕置行届不申所を補候而、國をも上意次第相渡申度候。在々の仕置、又は先祖廟所之造營、聖廟建立、數年之大願候間、是を申付、其上に而隱居所申付、引込申度候。唯今之體に而は此段も成不申候故、扱當秋より儉約之御斷存立申事候」と。御成に先だつて

既にこの用意あり、公は御成を生涯の一轉機として、世間と花やかなる交際を斷ち、一意また藩政の釐革に力められぬ。

これより前田家の財政日に振興の運に向ひ、享保のはじめに至りては、夥しかりし京都の負債も残りすくなになりぬ。八代將軍の劬儉を以てして、はじめは旗本の士に全祿を與ふるを得ず、僅かに三分の一を給するに止まれるに、わが藩にては新知、加増等毫しも平常に異なることなく、公薨じて後、求によりて第六代吉徳公は十五萬兩を出して幕府に用立てらる。前後凡そ二十年にして、財政かくの如く、綽々として餘裕あるに至りしは、ひとへに松雲公が深慮の效果にあらずや。

寶永年間の事

御成の後、五代將軍の恩眷の渝りたるにあらねど、公は力めて外に交際を絶ちて、内に政治に力を盡さるれば、さしていふべき事件も生せずして、元祿十七年には寶永と改元あり、その二年には親しく睦みたまひし一位尼桂昌院も薨せられぬ。この年は公が先妣清泰院の五十年忌なるに、將軍家にはこの凶事あり、昔と今と思ひ合せて、百年の半ばも夢にひとしとぞおぼしけん。四年には第

三女豊姫を老臣前田大炊孝資に嫁せしめ、公は從三位に敍せられ、五年には第五女敬姫をかねての約束のとほり鳥取の城主池田吉泰に嫁せしむ。この年また松姫降嫁のことあり、この姫君は尾州侯徳川綱誠の女なりけるを、綱吉公養女として公の世子吉徳公名は利起に嫁せしめられしにて、公はこれより本郷の上屋敷を吉徳公に譲り、おのれは駒込の中屋敷に移られぬ。吉凶は交、至りて四年には前田孝貞卒し、五年には本多政長卒す、共にその歳公より長じて、輔翼の功勞もあり、意見の杆格もありしが、いづれも一藩の元老、拔群の名臣たりしを、老齡のためとはいへ、惜しかりしことどもなり。六年正月には綱吉公薨去あり、六代家宣公繼いで立たれしが、二月には前代の法會を寛永寺に行はれ、勅使、院使以下の公卿の參向あり、大聖寺藩主松平飛騨守利直の弟前田采女利昌參向の公卿の接伴役たりしが、同役織田監物秀親の傲慢不遜に堪へかね、山内にてこれを刺し、走り出で、心地例ならずとて乗物にのりて歸りぬ。淺野、吉良の及傷ありてこゝに九年、人々またも事こそ出で來たれと驚きあへるが、相手の秀親は大力の剛の者なりけれど、不意に突き扱られて刀も抜かず、やがて息は

絶えぬ。公はさすがに支族の禍を見るに忍びず、何とか特別の沙汰もあらまほしと思はれても、罪重ければ是非もなく、利昌は切腹を命せられしかども、幸に遺領一萬石は兄利直に返し與へられ、秀親の遺領大和柳本一萬石も弟左京成純に賜はりて、事済みにけり。

白石の威望と
鳩巢の登庸

六代將軍家宣公、七代家繼公ともに在職長からず、その間、群臣を壓して權勢の赫々たりしは、間部越前守詮房と新井筑後守君美となり、わけて君美は木下順庵の門より出で、家宣公が宰相綱豊とてなほ甲府を領せし時より、これに仕へ、尤もその信任を得て、建言するところ多くは行はる。五代の時、學問を一身に占めて、政機にさへ參したりし林鳳岡も、これが爲に屏息してまた顔色なく、君美ひとり臺閣に立つて呼號したりしは、吉備眞備の昔は知らず、學者としては珍らしかりし英才なりき。正徳元年、水戸藩の士三宅緝明、加賀藩の士室直清ともに君美の推薦によりて幕府の儒員に召さる。直清は鳩巢と號す、はやくより松雲公に仕へてこゝに四十年、木下順庵を師として親炙最も舊く、門下中の博覽有識の士なれば、同門の君美もいたくこれを重んじて、こゝに幕府に薦めしな

りけり。

この頃、京都朝紳の松雲公を音づるゝこと甚だ多かりき。案ずるに六代將軍の御臺所は前關白近衛基熙公の姫君におはして、萬事京都風を喜ばるれば、父太閤も江戸に下りて三年をかけて滞在あり。その他の指紳も東下するもの多かりしに、新井君美また尙古の癖ありて有職故實の穿鑿喧ましく、城中の禮式作法より服飾造營まで公卿風に、京都化せんとしたり。かゝる世の中なれば、東下の序に前田家を音づるゝ月卿雲客の多かるも當然ながら、公はこの世間一般の狀勢を離れて、姻戚の縁より、或は求書の望より、特別に京都と關係を結ばれたり。正徳二年には公の季女榮姫二條吉忠公に入與せらる。これは十五年前桂昌院の媒によりて許嫁の約束ありしを、今約を履んでこの盛典を擧げられしなり。のち榮姫の腹に二女あり、長は有栖川職仁親王の妃となられぬ、次は櫻町天皇の女御となりて後櫻町天皇を生み、また桃園天皇を養ひ、青綺門院といはれたまへり。同四年には公の養女壽姫三條西公福卿に嫁せらる。三條西家は公が圖書蒐集について特に深き關係ある家なれば、なほこのことは後篇第二

公と京都との關係

章に述ぶべし。高辻總長卿もその先菅公に出で、系統を同じくすといふを以て、わけて親交を結ばれたり。かくて穩かなる老年を春また秋と過さるゝうちに、正徳も享保と改まりて幕府は八代將軍の世となりぬ。公時に七十四歳、こゝにまた老後活動の時期は轉じ來れり。

第六章 夕ばえ

七十四歳より

公の晩老期 倦むことなかりし久しき齡も七十を過ぎぬ。されど精神少しも撓むことなく、意志の強きことは壯年の人に劣らず。落日の海に沈まんとする時、豊旗雲に光さして夕映の色まばゆきが如く、松雲公の傳記の終局は花やかなり。即ち享保元年の七十四歳より同九年八十二歳の薨去まで足かけ九年の間をその晩老期として、次に略述すべし。

福島關所事件

享保二年七月二十七日、入部の暇を賜はりしかば、九月二十七日、公江戸を發し

前篇 第六章

一八三

て領國に向はる。通常、江戸、金澤間の往還は下街道と東海道とあり、東海道は東海岸を西上し、宮より北向して木曾街道に入り、關原より西北に折れて北陸を指すもの、下街道は中山道を信州追分より岐れ、越後を経て越中に入るものにして、下街道わけて里程の近きを以て、參觀交替の來往には概ねこれによれり。公も未だ曾て木曾街道を過ぎざるを遺憾にやおぼしけん、この度の入部にはこの道を取ることをせらる。これは木曾山間を経て西上する道程にして、關原より北陸に向ふことは東海道に同じ、その間には、信州福島に關所あること、東海道に箱根あるに比ぶべく、彼は箱根の山中に、此は木曾の山中にあり、關所の制規、尾紀二侯は鐵砲二十五挺、前田氏は五挺を携ふることを許され、その他の諸侯は携帶を得ず、されども利常公以來の習慣によりて、公は常に六十挺を持たせて來往せられしが、今新に福島通過に際しては、一應認可を得おかざるべからず、よりて發程に先だちて、留守居役澤田源大夫をして老中に就いて手形の聽許を請はしむ。月番老中水野和泉守忠之指揮して曰く、甚だ重大なる件なれば、加賀守親筆の願書を出さるゝにあらすば、傳達することを得ずと、公従は

ずして曰く、これらの事は從來すべて家臣の書を以て辨じ來れるに、今親筆を出さば吾に至つて家格を貶すものなり、爲すこと能はずと、忠之もまた聽かず。公私に林鳳岡に書を贈りて曰く、表向よりはあまりに仰々しければ、憚りていはざれども親書はいかなることありとも斷じて出さずと、決然たる意氣紙上に現はる。鳳岡これを老中に示す、老中議してこれを將軍に申し、乃ち令して曰く、手形の儀差支なしと。

聽許の命ありしは、公が既に旅程に上られし後なりければ、早飛脚を以てこの由を報す。關所の通過は十月四日に當れり、その前夜、公藪原に宿しけるに、關守山村甚兵衛長袴を着し、太刀、馬代等を捧げて旅館を訪ふ。翌日は小春日和の旅心地も爽かに、鐵砲の行列勇ましく、事ゆゑなく福島も過ぎて、上松に晝食せらる。賈川より木曾のうちは驛馬二十五匹のほかは決して出さざる定なりけるが、今度は甚兵衛より御馳走として、別に二十四匹を出し、首尾殘る所なく、十月十三日、金澤に着せられけり。

公が領内の政治は驛路のことにて始まり、また驛路のことにて終に近づきぬ。

初度入部の結果は愛本橋の架設となりしが、この橋の北に當りて泊驛あり、驛は越中の東北にありて、下街道中の一要區なるが、その地越後界に近く、東に名高き親不知あり、西に黒部川の四十八瀬あり、險惡なる日本海に瀕し、屢、あら浪に襲はれて土地民屋を害はる。既に享保元年にも人家の崩潰せるもの少からずして、貸米二百九十石を給せられ、これに先だちて宿驛の移轉を願ふものもありし程なりき。しかるに同二年九月二十二日、恰も公が數日のうちに江戸を立たんとせられし折なり、北海晩秋の風浪甚だ暴く、高潮忽ち押し寄せて目も當てられぬ慘狀を呈す。その頃、泊の家數は二百七十八戸ありけるが、年々の被害に堪へかねて、八十九戸は山の手小屋懸して住ひ、居残れる人家は、この災に一軒として波に侵され沙に襲はれぬはなく、沙を取り除けたらばまた住み得べしと思はるゝは、六十戸には過ぎざりけり。

泊驛の管轄は新川郡奉行に屬す。その役所は富山の北なる岩瀬にありて、泊を距ること約十二里。當時、高島源藏定恒奉行の職に居り、松田左兵衛以敬その副たり。水害の報、二十四日の夜、岩瀬に達す。定恒直ちに旅裝を調べ、翌朝黎明、出發

して東岩瀬滑川など沿道被害の地を視ながら、東北に向ひぬ。途はおのづから魚津を過ぐ。定恒こゝに北邊警衛の任に當れる魚津在住馬廻頭和田采女孟貞を訪ひ、告げて曰く、唯今泊驛の見分に罷らんとす。その損害極めて大いなりと聞けば、定めて公廩を開いて貸米を與ふる要あるべしと思へども、事急にして金澤表の指揮を待つ暇なし。公廩は魚津町奉行の管理に屬すれども、奉行岡田善右衛門もあやにくに不在にして、共に議すること能はず。せん方なければ擅まに封を切つて賑恤を行はんとす。これを御身に告ぐるは、敢て吾と責を分てよとにはあらず。專斷の憚多ければ、金澤の重役に申すと思ひて、一應いひ置くのみ。請ふわが意を諒察せられよと、孟貞諾す。かくて定恒は夜に入りて泊驛に着きしが、翌日その慘狀を巡視し、宿役人を集めて曰く、村民の災害はもとより傷むべきことながら、街道の要地を占めて諸國の旅人が人馬を需むるところに、驛傳給せられずば、わが藩の辱なり。速かに驛民を督促して公役に就かしめよ。吾これが爲に咎を顧みず、公廩を開いて、まづ四十石を貸すと、宿役人難んずる色ありけれども、懇ろに論してこれに従はしめ、また直ちに立ちて魚津に還

り向ふ濱端に二三十人の驛民あり、口を揃へて、このありがたさには行き倒れ
ても宿役は勤めおほせ候ふべしといひて、拜伏しけり。

泊驛の移轉

泊の水害は松雲公が出發の間ぎはなりしかば、江戸にてはこの報を得られず、
行程も例に違ひて木曾街道によられければ、災害の實況を視らるゝことなく
して、十月十三日、金澤に入城あり、定恒は既に應急の手段を施し、更に請ふとこ
ろありしが、今公の入部せられしを以て、これを機とし、金澤に來りて、貸米の支
給と村驛の移轉とを請ふ、公貸米を許し、また命じて移驛の地を擇ばしむ。定恒
大いに喜び、任所に歸りて窮民を賑はすと共に、地域を檢して、道下、大屋村邊の
沼田のやゝ高くして風波の難もなかるべければ、此處を新驛に充つべきかと
申す。されど公俄かにこれを聽さず、沼澤の地を埋むるは宜しからざれば、堅田
を擇ぶべし、侵潮の虞あるところはもとより不可なれども、海際に遠きも漁業
に適せずとて、檢勘極めて嚴密なり。時に宮腰と大野、粟崎と船荷について紛擾
あり、これが爲に罪を得るもの少からず。元來、宮腰には町奉行あり、その地は金
澤に近き要港にして、従うて奉行の位置も高かりしが、當時の奉行馬淵友之進

高定處置意の如くならずして、職を辭せしかば、公定恒が有爲の才を認め、擢ん
で、宮腰町奉行に轉せしむ。これより泊驛移轉のことは、定恒に副うて新川郡
奉行の職にありし松田以敬専らこれに當り、從來の驛の西五町餘、沼保、荒川新
村の地に地盤堅牢の處を發見したる由を上申す。いつしか享保三年も秋風た
ちて、七月十六日、公參覲の途に上られしが、この度は下街道を取り、十八日、東岩
瀬に憩ひて以敬に垂問し、その夜、魚津に和岡岡田の二士を召して、また問ふと
ころあり。十九日、泊驛を過ぎて自らその地の狀況を視、その夜更に境の旅館に
以敬を召して、親しく移驛の命を下されぬ事こゝに決して泊の新驛は移し建
てられ、これより災害を被ること稀になりて、遂に現今戸數一千餘を算ふるに
至れり。

弓町火事の喧嘩

泊驛の視察も終りて、その月下旬、公は江戸に着かれしが、同年十二月三日の夜
なりき、本郷弓町に失火あり、それつといふまゝに、前田家の近所火消の一番手、
鳶の者、小者合せて七十人ばかり、物頭、小將各、その從者をひきつれて、これを率
ゐ、仕立おろしの纏は力紙の音からくと空に響いて、梯子、水桶、水鐵砲、後に後

にうち續き、揉みに揉んでぞ馳せ出でたる。たゞ一息のうちに駆けつけて見れば、火元は御普請組杉浦才一郎といふ侍の宅にして、今火の手のあがりたるばかり、町内の者も未だ見えず。折ふし西北の風は烈しけれども、なんのこれしきの火をと、鳶口うち振り、水ふり注ぎ、見る／＼うちに消しとめぬ。折ふし息を切つて走りついたらるは、幕府の定火消お茶の水在番の仙石兵庫が手の者なり。来て見れば、はや火は消えて、消口の屋の棟には銀塗太鼓に角團扇の纏、まだ立ち昇る焰を受けながら、つゝ立ちて、これを衛れる鳶の者も、仰げば矜迦羅、制吒迦の示現せるかと勇ましきに、元來公儀の定火消として權威を振ひたるものゝ、今日この頃新しくおかれたる近所火消に先がけられて、おめ／＼と指を銜へて退くべきか、すはといふまゝに、かの屋根に梯子をさしかけてかけ登り、加賀の鳶に向つて、降れ／＼と喚はつたり、何條無法の辭に従ふべきと、耳にもかけねば、物ないはせそと、兵庫が手の鳶の者ども、鳶口振つて襲ひかゝるに、不意を撃たれて纏持は纏と共にころ／＼とまろび墜ち、残れる者も散々に撃たれて墜ち重なりぬ。この狼藉なる振舞に、こなたの鳶はくわつと怒り、手がはりの者

ども墮ちて壊れたる纏を引つたくりて、また屋根の上に駆けあがり、定火消の者に打つてかゝるとぞ見えし、忽ちかれらを引き隕し／＼、残らず打ち隕して、更に太鼓の纏をうち立てたり。

前田家の二番手の火消のかけつけたる頃は、火も既に鎮まり、三番手の來れる時は、火事も騒動も果てたる後なりき。仙石兵庫は本郷の大通にひかへたるが、火鎮まれりと見て、弓町の出火は仙石兵庫消しとめたりと喚はらせて、人數を引きあげんとす。前田家の使役半田權左衛門走りよつて、火は加賀守の手にて消しとめ候、公儀お目付、御使番衆も未だ見えず、相達すべき方もなきによつて、御手許まで届け出で候といひ出でたり。いや／＼火は定火消の手にて消したるぞ、いやさは候はずと、押問答の處へ、馬上ながらにかけつけしは、前田家の小将組奥村長左衛門、消口は拙者一番に取り候ふなりといふを、兵庫は睨み上げ、馬上の應對かたはら痛し、拙者小身者と侮られ候ふかと詰る。長左衛門馬を廻してしづ／＼とおりたち、兵庫に對ひて、唯今は與力衆に申し談ずることゝ存じて、御仁體に心づかず、不調法の仕合に候と挨拶すれば、兵庫、拙者が家來ども

の怪我は苦しからざれども、公儀の與力同心は納得致すまじ、加賀守は拙者筋目もあり、親しくは致し居り候へども、かゝることは其分にさしおき難し、屹度嚴重に申しつけられよといふ、これは思ひもよらぬ仰せ、喧嘩口論の義は加賀守平常嚴重に禁止致し居り、今夜も決して不埒の事は仕らず、此方より功を争はざる證據は、湯島の町火消には梯子を貸し、水をもかけさせ申し候、拙者の手の者が一番に消口を取りたることは、所の名主源右衛門も始終見届け居り候ふ筈なれば、召しよせて御尋ありても、明白の次第に候と辯するに、兵庫は頼ふくらせて、その夜は物わかれになりぬ。

つらく、江戸の消防の制を案するに、定火消と大名火消と町火消との三種の防火隊あり、はじめは未だしかとしたる定もあらず、寛永二十年九月、諸大名より、四隊を選び、一萬石に三十人宛の卒を出して、府内の防火に當らしめ、正保元年七月、更に十一人の大名に防火を命じたるを以て、江戸火消の濫觴とすべきか、明暦三年には未曾有の大火ありて、これが爲に殊に消防の必要を感じたれば、その翌萬治元年九月、はじめて専任の火消役を置き、寄合四人にこの役を命

江戸の消防の

じて、各、與力六騎、同心三十人を預け、火消人夫給養のために月俸三百口、役宅の料として銀百貫目づゝを賜ふ、これ幕府定火消の起源にして、その後、人数に増減ありしが、寶永以來、十人に定まりて動かさず、よりに世に十人火消の稱あり、四千石以上の旗本その任に當り、市内の要所々に役宅を構へ、玄關正面に纏を飾り立て、堂々たる威儀まづ人を懾服せすんば止まず、公定の防火隊はかくして具はりたれども、市街の膨脹するにつれて失火も多く、制度の不備をも感じ、定火消のほかにもまた諸侯をして消防を助けしめんとす、天和二年十一月、三家、松平加賀守はじめ大名二十四人、その第宅附近に失火ある時は消し防ぐべき旨命せられ、正徳二年二月、萬石以上の大名十五人に區域を定めて防火を命ぜられたるが如き、いづれもいはゆる大名火消にして、一は近所火消のはじめ、一は方角火消のはじめともいふべし、されど防火の制の大いに整頓せしは、實に享保年中にあり、當時の將軍吉宗公は幕府中興の名君にして、深く國民の利福を思うて、しばらくも聊んすることなし、昔の武藏野の果なる江戸の町が、風強く、家粗末にして、失火の絶間なく、冬季には一夜數回の太鼓のしらせも珍ら

しからぬを慨きて、防火の施設もをさく／＼怠らず、享保二年正月、大名十二人を方角火消として、市内樞要の地を固めしめ、この月及び翌三年十月には、令して諸大名の第宅に近く失火あらば、早く防卒を出して消しとめしめよと命ず、方角火消及び近所火消の制こゝに至りて備はれり、同三年十二月また町火消を置き、一町より三十人の火消人夫を出して消防に従事せしむ、これまでとても町火消なきにはあらず、人足土方を雇ひなどして役に立てしが、こゝに至りてこの定あり、市内を區劃していろは四十七組に分ちしもこの時にして、後には本組を加へて四十八組となし、又へひらの三字を百千萬に取りかへなどしたれども、大體に至りては遂に渝ることなく、實に大名火消、町火消ともに弓町火事と前後してまさに整頓したるものなり、その他、塗屋作を奨励し、萱葺を禁じて瓦葺又は蠣殻葺に改めしめ、火附盜賊改役を置きて放火を警戒せしめたるなど、いづれも八代將軍の事業にして有名なる町奉行大岡越前守忠相もまたその企畫に與かつて力ありしなり。

お手木と加賀

松雲公の武備を整ふるに力められたることは、既に前に述べたり、たゞ直ちに

その大いなる効果を見る能はざりしはむしろ祝すべく、張つて而して放たざるは武の極致にして、纔かに深大なる用意の一斑をお手木、鳶の者などの小事に覗ふのみなるは、反つて昭代の餘澤ならずや、お手木は既に利常公の時よりあり、梃を執つて勞役するものゝ義にして、委しくは、お手木足輕といふ、蓋し江戸幕府の世、諸大名多くは有名なる相撲を召し抱へて家の誇とす、利常公もはじめは相撲を祿せられしが、故ありてこれを停め、代ふるにお手木を以てせられたり、されどこれもなほ臨時に平民の膂力あるものを募りて使役するに過ぎざりしが、松雲公の時より、軀幹雄偉に體力拔群なる壯者を足輕組のうちより選び、擧げ、爾來、藩の定制となれり、正徳中、お手木に金田市五郎、同大右衛門の兄弟あり、兄の市五郎は弟より力まさりて、十貫がた重きものを持ち得たり、嘗て深川八幡へ詣でけるに、祠前に力だめしの大石あり、重さ八十貫目と彫りてありけるを、大右衛門試みにかき上げければ、安々と擧りけるによりて、市五郎は手も下さで止みぬ、かくの如き大力のもの、お手木にはいくらもありけりとか、防火の施設も、公また武備の一端として、その整頓に怠らず、寶永五年、本郷の上

屋敷を世子に譲りて、駒込の中屋敷に移らるゝに當りて、防火隊四班を置き、その第一、第二は本郷に、第三、第四は駒込に屬せしめて、近隣火ある毎に赴き救はしめたり。愈享保三年、近所火消の令出づるに及びて、公これに従ひて在來の組織を擴張し、火消役を増し、鳶の者を雇ひ、纏、火事裝束を製し、火見櫓、番所を建て、諸般の準備僅かに月餘にして成りぬ。

雲に稻妻の模様大きく染めたる半纏に、鬱金白紐の脚絆、青縞の足袋、丸に斧の打違の大紋背中に白く抜きたる鼠色の革羽織、胸高に紐うちゆひ、左手に鼠色の頭巾、右手に鐵綫筋金入の五尺の鳶口携へて、うち續きたる勇ましの姿には、さすがのいろは四十八組の鳶の者も一步を譲りて、加賀鳶の名は江戸に花を咲かせたり。そのはじめを原ぬれば、今略述せるが如く、享保三年の制令に本づき、町火消と前後して備はれるものにして、設備成りて後數日、日暮里村に失火ありし時、わが新設の火消は直に駆けつけてこれを消したれども、幕府の定火消は未だ來らざりき。越えて數日、また弓町の火事ありて、定火消との間に紛議を生ず。もしわが藩にして公儀の威光に恐れ、下手人を出しなどして屈辱に甘

喧嘩について
の紛議

んせば、何者かまたかゝる腰弱き支配の下に、火事場に走つて命を捨て、働べき、新設の加賀鳶の運命も遂に將來の強盛を期すべからず。外様大名の筆頭なる前田氏にして然らば、他の諸侯の火消も勢これに準すべく、ましてこの頃まさに置かれて後に大いに發達せるいろは組の町火消も、勇侠の名未だ香ばしからずして、枝葉早く風に折らるゝ歎ありしなるべし。弓町の失火は小事ながら、諸藩及び市井の火消の運命は一にその談判の結果に懸れり。さらば松雲公が幕府に對する處置は如何。

火事の喧嘩に兵庫方の怪我人十四五人、死者一人、加賀藩また數人の負傷あり。火鎮まるや、奥村長左衛門、半田權左衛門の二人は即夜駒込の中屋敷に至りて、事件の顛末を上申し、何者がいかにして誰がかくせしかなど、仔細に明らめおかざりしを謝しけるに、公領きて、よし、かゝる折に一々見分けらるゝものにはあらずとなり。兩人御前を退きけるところへ、仙石兵庫方の與力より二人に宛て、書狀を贈り、怪我人の數などいひ越しぬ。こなたよりはその會釋にて、即刻、聞番澤田源大夫を兵庫の第に遣はしければ、兵庫これを引見していふ。

今夜の火事、拙者の手にて一番に消口を取りたるを、計らずも喧嘩を生じて、此方の怪我人も少からず。中には公儀の扶持人もあれば、屹度御家來御吟味ありて、相當の御處置あるべく候と、火事場にての威嚇をくり返すばかりなるに、源大夫も、仰せの趣は申し通すべく候へども、消口についての御辭は正しとは承はりがたしとて、辭して歸りぬ。蓋し兵庫の主張するところ、これを二條に分つべし。一は前田氏の火消が功を奪ひしこと、一は仙石氏の部下に死人を出し、ことこれなり。元來仙石氏は代々五千石の旗本にして、今の兵庫は名を久治といひ、定火消として最も名聲あり、たゞその性勇氣にはやり、屢幕府の威を挾んで我意を遂げんとす。既に享保二年一月、本郷菊坂に火災ありし時も、松雲公の第五男にして大聖寺藩主なる備後守利章と紛議を生じ、備後守方の齋の者は兵庫方の齋を半死半生の體に打ち伏せしかば、兵庫はいたく憤りて、その相手を賜はらんと、息まきて談判す。その答に、喧嘩のことに候へば、貴方の怪我人落命に決したらば、此方の者もいかにも處置すべく候とて應せず。兵庫いらちて、重ねてかやうの義もあらば、弓矢八幡、堪忍相成らずといふにぞ、それはその時に烟をたつ。

の首尾次第と答へてきて止みたり。その後久しからずして、今度の紛擾起りたれば、この度こそ下手人を出させて、百萬石の鼻をひしいでくれんと、兵庫は額に烟をたつ。失火の翌味爽、公火事場に臨みし足輕齋の者等一同を審問せしめ、また争鬪を目撃せし名主、町火消及びその他の市人についても諮詢せしむ。皆曰く、第一に消口を取りしは加賀の齋にして、まづ暴行を敢てせしは定火消なりと。齋の者はまた曰く、此方より無理なることはしかげざれども、相手の暴行には少しも堪忍せぬが吾等の作法に候、吾等かく御用仰せつけられし上は、何時にても昨夜の通に仕り、もしうち負けて殺されたらば、それを御奉公と覺悟仕り候ふばかりなりと。公曰く、よしと、按檢こゝに決して、その結果を月番老中井上河内守に報ず。河内守は、かやうの儀は屢、起ることなれば、兵庫より訴へ出でたらば格別のこと、さもなれば御通告にも及ぶまじと、手軽く答へて、そのまゝにさしおかしむ。されど兵庫は空しく手を束ねて止むものならんや、屢、使者を公の許に遣はし

て己の主張を貫徹せんとせしが公は既に僉議の手を盡して、その意決したれば、斷然として斥くるのみ、よりにまた寄合前田帶刀孝如を介して、公若し謝意を表せずば、已むを得ず公裁を請はんと言はしむれども、また顧みず、往復數次に及べども寸效なし、こゝに於て兵庫は老中井上河内守に訴へて處分を請ひ、河内守は同僚と議し、松雲公に下手人を出さしめて、兵庫の體面を全うせんと欲すれども、外様の筆頭、大名の耆宿として一世に重んぜらるゝ公を動かさんとするは、容易のことにあらず、直ちに公裁によることの反つて效なきを知りて、兵庫をして自ら事を計らしむ。一方に公は書を林鳳岡に贈りて事件の委曲を告げ、兵庫が藪を打つて蛇を走らすことなきかを慮り、なるべく穩便に局を結ばんことを望まる。鳳岡は現に大學頭の職にあり、六代、七代の將軍の頃は新井白石に凌がれたれども、今八代の時に及びて更に信任を回復して、樞機に與かれり、今や公の書を得て、私かに井上河内守に紛擾のなりゆきを聞けるに、兵庫より既に屢訴ふるところありとなり、兵庫にしてかくの如くばせん方なしとして、乃ちこの書を河内守に示す。河内守惑へる、色あり、曰く、果して兵庫の訴

へたる如くならば、その扶持人に即死者ありといふに、必ずこれに對してせめて家來に遠慮を命するなどの處分はなかるべからずと、老中等も申しあひ居れども、加賀守の書を見ては、この請求成るべくも覺えず、御身願はくは將軍家の内旨を聽けと、鳳岡より吉宗公に謁して仔細を申し、公更にこれを老中の議に下す。その間、松雲公の鳳岡と手書を往復すること、丁寧周密、しかも時日を廻らさず、七十六の頽齡を以てして、精力の旺盛なること、まことに驚くべし。老中の内議を聞くと、公また書を鳳岡に與へて曰く、家來の内不届之者無御座候得者、無誤者を何と申渡、遠慮可申付候哉、家來とても無理成事は何とも難申付候間、是非と被仰渡候は、拙者遠慮仕候共、又閉門被仰付候とも、其段者各別之儀に御座候間、如何様共可奉畏候、無咎者を各人に仕立申様にとの儀者、御請難仕候、假令領國被召放候共、聊後悔無御座候と、第十五圖は即ちこの書簡にして、すべて公の自筆に成り、行の間の細書は鳳岡が朱字もて己の意見を書き加へたるものなり。

公の慮れるが如く、兵庫は後へも先へも往かれずなりぬ。老中は公裁を喜ばず、

たゞ兵庫に諭して内々に局を結ぶことの利あるを説けば、兵庫も今は何とかして己の面目をだに保たば足れりとして、その仲裁を幕府の先手鐵砲組頭六郷主馬に託す。主馬前田家に來り、兵庫の口狀を傳へていふ。消口の義はいづれにもせよ、功だに擧らば即ち可なり、怪我人は雙方ともにありといへば、相互の儀なれども、此方には即死一人あり、公儀の同心に負傷もあれば、これに對する御處置なくては、ひとり拙者の辱のみならず、同役九人もまたそのまゝにして濟ますことを得ずと。されど松雲公は既に鳳岡を経て言へることあれば、主馬の抗議に耳を傾けず、兵庫は主馬を介して更に返答を促がす。公即ち小將頭黒坂左兵衛を主馬の許に遣はして、委曲の事情を説かしむ。主馬これを聽いてはじめて兵庫のいふところに偽多きを知り、仔細を究めずして紛議の間に立ちたる不明を謝し、更にゆいて兵庫を詰る。兵庫遂に屈し、主馬に託して謝して曰く、其許様御家來中には怪我人も無之、此方に迄傷き又は即死人も有之候と存、彼此申上候處、左様にては無之、怪我人も多有之旨承知仕候。其上御吟味も被仰付候趣、具に承知仕、忝次第奉存候。近日歳暮御祝詞旁御式臺迄以參可申上候と。

主馬は更に登營のついで前後の始末を定火消に示して、なほ公裁を仰ぐべきかを質す。いづれも口を揃へて、今はとかくの儀に及ばず、御断申しあぐべき様も候はずと。

弓町紛議の結局は大名火消町火消の盛衰の分るゝところ、世人は齊しく眼を注いでこれを視、是非の評判囂々として巷衢に喧傳す。室鳩巢はいふ、兵庫大不出來にて人まじはりもならぬ様子なるが、この人のことは論ずるに足らざれども、前田家の舉止も大人しからず、消口の功を望まば、兵庫などには譲られよかしと、世間には評するものもあり。尤もの論と一應は思ひしが、委細の事情を明かにするに至りて、わが老侯の爲さるゝことはすべて當然の處置たるを疑はずなりぬと。新井白石はいふ、今は過ぎし昔になりぬ、あるところの失火に越前の松平兵部大輔昌親が、淺野内匠頭、松平伊豆守と共に消防のために向はれしことあり。内匠頭伊豆守は年若く、血氣に任せて功を争ひ、わけて内匠頭は武勇を重んじて、奔走馳驅自ら進んで難に當る事を好めり。兵部大輔その部下を誠めていふ、決して働くなにてはなけれども、功を争ふことはするな。消口の功

を擧げたりとて、わが家の譽にはあらずと、世以て美談とせりと、鳩巢は久しくわが藩に仕へしものなれば、或はおのづから情の此方に傾くものあらん。されど白石は鳳岡と敵視して、今失意の地にあるもの、弓町事件の解決が鳳岡の斡旋によれること多きを知らば、我執の學者必ずまた好意を以て見ざるべく、その諷刺も未だ直ちに耳を傾けがたき點あり。

是非曲直を明らめ、體面を重んずるは松雲公の性なり、事大小を問はず、我にして非ならば甘んじて咎を受くべし、曲彼にあらばあくまで屈すべからず、况や敵手は身分高からざれども、結果の關係するところ甚だ大いなるものあるに於てをや、この年十二月晦日、幕府仙石兵庫を召して曰く、右諍論の義、其方より被申聞候趣にては、加賀守家來共以外不届に候、加賀守手前の吟味の品にては、其方人数より仕掛候と相聞へ候、然共今度は内々にて事濟候故、此義に付定て御詮義も有之間敷候、向後萬一何方にても不届の仕方於有之は、御吟味可有之候間、證據を以可被申達候、惣て前々より定火消召連候下々の者共手荒く不作法の儀共有之由相聞候、此度は大名との違論故、早速露顯候、町人などへ火消の

公の上洛

方より仕掛候義は先より訴出不申候へば、知不申事も多く可有之候、殊不慮の口論は無是非儀に候へ共、働の功を奪候より事起候義は御役の勤を妨、其上外聞恥しき事に候、下人共の義にても畢竟頭主人の越度候條、彌常々組并家來の者共堅被申付置尤の事と、幕府がおのれの部下を叱し、その傲慢にして下を虐ぐるを誠むることかくの如きを見れば、これまでの定火消のふるまひも推して知られたり、兵庫は後一年にして職を罷められぬ。

この頃、公も遙かに七十歳を過ぎられたれば、絶えて久しき榮姫を思うて、相見んとする情年々に切なり、特別の恩典を以て參觀交替の際にこれを訪ふことも自由なるべしとの許可は得たれども、さりとしてさて上洛となれば、何かにつけて後れがちにて、數年も瞬くうちにたちぬ、享保二年にはと思ひしも、あだに過ぎ、三年にも本意を達せず、四年の入部の途にこそはと心がまへせしに、持病さし起りて、暇は賜はりたれども、出でたつことを得ず、一日々々と延ばす程に、雪ふりぬ、七十七の老人の冬に向うての旅行は無理なりと、止むる人の多きに、珍らしくも入部を延し、五年四月二日、都の花は遅けれども、肌にあたる風も和

らかなるに、いざとて入部の途を木曾街道にとりて京に立ちよられぬ。京にては姻親の二條、三條、西、同姓高辻等の公卿を訪ひ、菩提所なる大徳寺塔頭芳春院に詣で、そのほか音信往復の絶間なく、纔かに乗物のうちに假睡するばかりの忙しきなり。されどなほ滞京は四月十五日の一泊を限り、十六、十七の兩日は大津に泊りて、残れる用務を果さざるを得ざりしことを思へば、いかに幕府が諸侯の京都に入るを嫌ひしかを推知するにあまりあり。かくてこの月下旬、金澤に歸られぬ。

人生意氣に感ず。幕府中興の名主吉宗公がなほ藩邸にありし時、その放漫の行爲をあしざまにいふものありけるに、綱吉公これを聞いて、反つて英俊の才を賞せられぬのちその八代將軍として立つに及びてや、施設の規矩は多く五代の初政に仰げり。五代の初政は即ち松雲公が贊襄の意を表せしものなり。吉宗公がまた藩邸にありし時、來り仕へし榊原篁洲、祇園南海はともに木下順庵の高足なり。今はた大統を繼ぐに及びて、その前に書を講ずるものは林鳳岡、室鳩巢、木下寅亮等を主として、或は公と兄弟の如く、またはもと主従たりし關係あ

八代將軍と松雲公

る人々なれば、これらの學者の説くところを聞いて、八代將軍が松雲公を重んぜられしことを知るべし。將軍襲職のはじめより、對面の折、公をして短刀を帶せしめ、享保三年參府に當りて登城せられし時など、應對特に慇懃に、道中のこと、國もとのことなどうち解けたる物語あり。公の博學はわけて將軍の感ずるところにして、鳳岡に下問ありて知られざる時は、そちより尋ねにやれとて、林家より質疑の使を送ることしばしばなりき。

刑律の諮詢

當時の漢學者多くは古へを尙びて、明清の事を究むるもの多からず。公の汎く近代の書をも蒐集し、特に明律の研究に淬勵し、これに關する一切の書を集めんとして、漢土、朝鮮までも搜索し、また自ら大明律諸書資講二卷を編せられしが如きは、世に匹儔稀なり。鳳岡も甚だ明律に深からず、疑ある毎にこれを公に質すを習とす。八代將軍はわけて刑律の改革に着目し、自ら明律を究め、またこれについて、荻生徂來に下問すること多かりしほどなれば、公より得たるところも少からずと想はるゝなり。享保四年八月、公入部の暇を賜はりたるを謝せんとて登城ありしに、鳳岡城中に待ち設け、將軍の旨を傳へて刑律について問

ふところあり公これに應じて、明律の必ずしも従ふに足らざるを説き、鞭刑を不可とし、肉刑、過料を可とす。幾ばくもなく幕府が刑律を改革するに當りて、三刑ともに用ひたるを見れば、公の説にのみ従ひしにあらざることとは明らかしといへども、たゞひ少き刑法の學者として、また實際の經驗に富める宿老として、その説の傾聴せられしはいふまでもなきことなり。

享保六年五月、將軍室鳩巢を召し、有馬兵庫頭をして加州藩のことについて下問せしむ。木下寅亮かたはらに侍す。鳩巢曰く、加賀守高齡になりたれども、大小の政事みな自らこれに當り、わけて人民を大切に、凍餒に及ばぬやう、また油斷なく公儀の御法度を守りて、違背にわたらぬやう、諸吏に注意せしむる外は候はずと、兵庫頭またその人才登庸の法を問ふ。曰く、自ら擇んで人を採ることもあれども、多くは組頭の建言に依り、わが不同意のものもその保證するはこれを擧ぐる習なれば、諸頭も責任を重んじて選擇を誤らざらんとす。固より嚴に賄賂請託を禁ずれば、依估最員の行爲をなすものなしと、更に旨をうけて公の學才を問ふ。曰く、和漢の書に通すること極めて博く、拙者が讀むほどの書

政事の下問

は加賀守皆これを讀む。天稟の篤學にして、平生他の嗜好なく、たゞ若年より晝夜書卷を放たず、博洽の識この頃の大名にたぐひなしと、なほ十村のこと、お小屋のことなど、鳩巢は問はるゝまゝに答へて罷り出でぬ。當時、幕府は財政に困しみ、この年はわけて凶歉にして、その處置に悩めるに、わが藩は少しも年來の施措を更めずして、悠々として澁滞なし、將軍よりて翌七年五月また鳩巢を遣はして、松雲公に治政の策を問はしむ。公謹んで對へて曰く、思ひもよらぬ御尋、特に上申するほどのことも候はず、たゞ御手前だけに申し候ふは、儉約の一事のみ、諸士の祿を減せず、百姓の租を増さず、他はやぶさかなるやうにもいへ、これらには頓着せず、質素勤儉を守ること、これわが第一の方便に候と、鳩巢退いてこの由を傳へければ、將軍その復命を悦び、更に懇ろに公の容體など尋ねられけり。

二公の比較

八代將軍と松雲公とを比するに、性行においても、事業においても、類似の點頗る多し。室鳩巢嘗て將軍が治務を尋ぬる態度を評して「上意の體とかく宰相様（松雲公）に少しも違たる事なく、扱々よく、似させられ候御風俗」といへり、さ

れど政務の親裁といひ、勤儉といひ、尙武といひ、名君の爲すところ多くは同一轍に出づ。二公の踏みたる跡を比べて、一々その間に直接の關係ありとはなし難けれども、吉宗公の偉績に數ふべき殖産と足高タカシとの如きは、特に注意に値すべし。この將軍は一方に舊典古記の湮滅を恐れて、その搜索に力め、松雲公にも命じて蒐集の珍本異書を獻らしめたること少からざりしが、また一方に深く本草、醫學等に思を潛め、當時泰西日新の學の興隆し、物産の多く地方に生じたるは、ひとへにその勸奨によれりと稱せらる。而して本草の學をたゞ古書の上上に検討せずして、實地の踏査に待ち、はじめて科學を自然研究の基礎に樹てしは、稻若水その人にして、その名著庶物類纂は實に松雲公の保護によりて成れるなり。公この書を幕府に獻じ、本草の學また若水を待つて大いに興れることは、わが國の科學發達史のうちにおいて忘るべからざる事實なり。足高の制は、享保八年六月、幕府これを布き、職毎に俸祿の額を定め、薄祿にしてその職に當るものは、在職の間だけ不足の分を増給する法にして、人才登庸の良制こゝに開けたりと稱揚せらる。その制定を建議せしは、或は小納戸大島近江守以興の

父守正入道古心なりといひ、或は室鳩巢なりといふ。古心の上申も或は與かれらるるべしといへども、鳩巢の獻可録を見れば、この著者がこれを勸めたる跡は明かなり。そのいふところ、周禮の制に本づくといへども、また久しく松雲公に仕へて役料の更張を見たる經驗が、この種の制度に對する確信を鳩巢に與へたることを否むべからざるなり。近世の歴史を究むるもの、二公の比較を忘れて可ならんや。

土方領の寄託

享保七年六月、將軍能登のうち幕府の直轄に屬する六十一村、一萬四千石餘の地を前田氏に寄託す。この地は俗に土方領といひ、もとの領主の祖土方河内守雄久は藩祖利家公の夫人芳春院の甥なり。嘗て石田三成の讒によりて佐竹氏に預けられしが、利長公從弟の縁によりて請うて越中新川郡岩瀬の地を與へ、後にこれを能登に更へたるが、子孫罪ありければ、その封の沒收せられて公領となりしものなり。しかるに吉宗公ある時、代官所轄地の帳簿を見て、加越能三州はすべて加賀守所領と思ひしに、代官の支配もありけりとて、かねて松雲公の功勞をしらしめしければ、こゝにこれを寄託せられしなりけり。蓋し、土方領

は前田氏の領内に介在して、互に管轄を異にし、彼此の民相隣りてしかも相親します。かの領民に不逞の徒ありても捕ふることを得ず、事毎に代官と交渉せざるべからざる不便ありしに、今この恩命を被りしかば、公は面目を施して、他に新知を得たるよりもうれしとし、新に御預地方御用の職を置き、改作法を參酌して農政を修せしめられ、かくて僅々三年にして收穫大いに増加し、將軍より褒詞を賜はるに至れり。

享保八年には公年八十一、三歳にして家督を受けてより七十九年、利常公に別れてより六十四年、三代より八代までの將軍に歷仕してためし少き世を過されぬ。元祿以後、財政も遂に回復せり。なほ希望のしおほせぬもあり、精力の盡きたりとも覺えねど、齡に限あれば身も漸く衰へぬ。手足の疼痛が老後の持病なるに、享保五年、參覲の途中、吉徳公の夫人松姫の逝去を聞いてより、特に快からず、年と共に重りて、今は刀の柄に手をかくるだに不自由なり。去々年より幕府に願ひ、參覲交替をも務めずして江戸に停まれば、曠職の責も免れがたくやとて、遂に隠居を願ひ出でられしに、五月九日、幕府これを許し、世子若狹守吉徳公

公の致仕

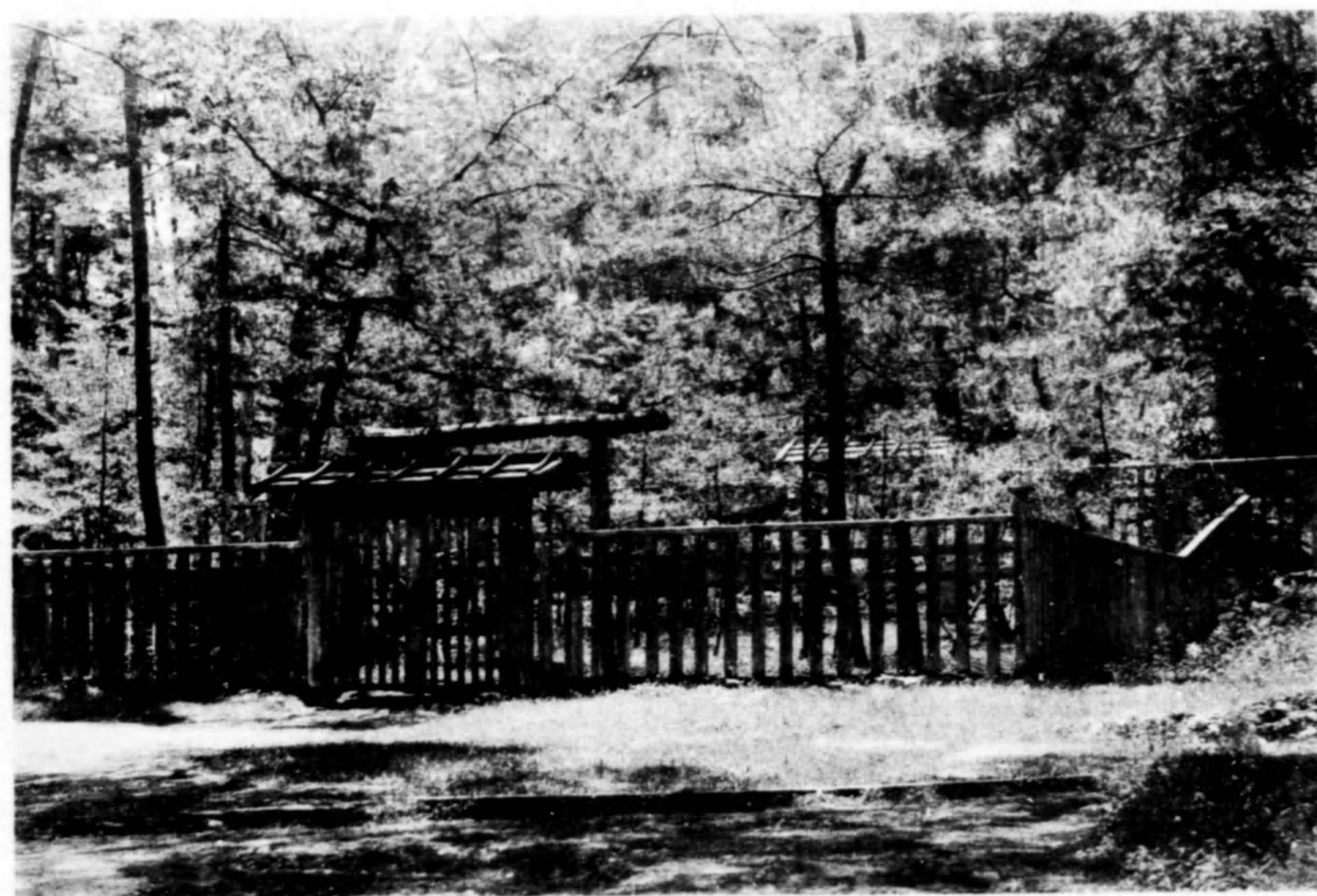
をして家督を襲がしむ。尋で先例によりて公は肥前守といひ、吉徳公は加賀守と稱せらる。隠居を許さるゝ時、將軍の言に、先以八十有餘迄政務無恙、領國之人民朝暮安堵之思を成、其業を不忘、事誠以天下に無其例、御羨敷被思召候といひ、また久しく對面もせざればなつかしきに、登城あれ、下乗より歩行する間の程遠くて難澁ならば平河口より參らるべし、豫て案内するに及ばず、隨時に來られよと傳へしめらる。優渥の情掬するに堪へたり。げにもこの將軍が松雲公を重んぜらるゝは、ひとなみくにはあらざりけり。ある時、吉徳公を召して、父の起居を問ひ、朝鮮國より獻せし鷹を賜ひて、養生のため平尾の別園にて放つべしと傳へよといひ、尋で老中等と物語ありて、加賀老侯は、家がらといひ、齡といひ、今これに並ぶべきものなし、しかも八旬に及ぶまで、公私な一つ過あることを聞かず、うちくは後見にもと思ふが上に、その子もまたよき人となりに見ゆれば、三家の人々と共に、みづから鷹をも興へしなり。三家の人々もなほ年若なれば、この老侯の言行を見習はれんこそよからめと、いはれたりとぞ。

公の薨去

前篇 第六章

りて、今は小松に退隠すべしと、より／＼準備を整へられしに、病狀また良からず。閏四月に及んでは、背腕の痛烈しくして、起臥も惱ましく、右の手の特に動かしがたし。されど生來の潔癖は食時になほ自ら箸を持ち、纔かに人をして手をもち添へしめ、大小用には半疊に乗り、近習の士に昇かせて來往せらる。月末より五月にかけて病益篤く、朔日には食事も通せずなりければ、もはや覺悟をやきめられけん。子女親族、老臣等を病牀に召して訣別あり。二日には疲勞のさまもあらはれ、痰喘また頻りに發りけるが、三日は聊か快ければ、吉徳公を召して家傳の重寶念佛孫六の名刀を譲り、味噌汁團子、豆腐田樂など少々味はれたり。四日よりはまだ愈、重くなりゆくばかりなれば、吉徳公は名ある國手を召し集めて治療を託せらるれども、いづれも手を束ねて施すに術なしといふのみ。五日の朝はや／＼こゝちよければ、その間に公は侍者を退け、ひとり吉徳公を召して閑談二時ばかり、直封の長持三棹を譲らる。これより氣色いとゞ危く、多量の獨參湯もその效なくて、八日には御大切至極と聞え、九日午の中刻、八十二歳にして薨去せられぬ。

その月二十日、靈柩江戸を發し、五月雨に信州犀川の水かさまされりとて一日を逗められ、五月晴のじり／＼と暑き六月七日、金澤に着きて直ちに天徳院に入る。こゝに佛事を修して、十日、野田山なる累代の塋域の間に葬り奉る。(第十六圖はその墳墓なり) 久しかりし生涯もかくして終を告げ、爾來百八十餘年、蒼松空しく墓畔に茂りて、風月ばかりその昔に渝らず。しるしの跡はさもあらばあれ、感恩の銘は領民の胸に刻まれて、脈々として永く子孫に傳はれり。



第十六圖 松雲公の墓

後篇 性行學藝

第一章 枝ぶり

公の性行

松雲公の風采

皆長く切れて眼光人を射唇しかと結んで漫に笑はず鼻すぐにして耳長く、高き額に互れる三四條、豊かにして髻き頬を穿てる一二條の皺は、年と共に積れる意志の表現なり。風格秀麗にして岐嶷正坐して絶えて膝を崩さず、眉目の間おのづから犯しがたき峻厲の氣を見る。奥村庸禮嘗て人に語つて曰く、吾微妙陽廣、松雲三公に歴史し、よく諸公の人となりを知れり、皆超群出類の明君なりといへども、中にも方正嚴明威風の人を壓するは松雲公を以て最とすと。

攝生

松雲公もと體軀強壯なりしかども、幼にして頭痛を患へ、壯にして足疾を發し、齡未だ五十に満たずして、手屢戰うて筆を執るに艱み、また惡寒を感ずること多かりきしかれども常に攝生に注意し、壯時、儒醫向井元升の説を聽いて、平生淳素澹泊の魚菜を用ひ、時々濃厚の調味を取り、久しくして終にこの習慣を破

ることなく、また身體の鍛鍊を忘るゝことなし、節制克己これ公が處世第一の方策にして、これが爲に八十餘年の生涯を通じ、旺盛なる精力を以て社會に活動することを得られたるなり。

克己省察

公の克己は身體の上のみならず、精神の上にも勵行して、日々省察を怠らず、晝考夕省は公が座右の書笈に銘せる文字にして、またその書齋に名づけて三省といへり、その五十四歳の時の手録を見るに、日次の記事を座側の柱に貼し、徐ろに言行の可否を檢覈して、可とすべきものには白圈點を附け、否とすべきには黒丸點を附く、たとへば十月二十七日の條、味爽夙起又平臥、仍氣宇矍々及遲遲事といへるに黒く、十二月二十九日の條、今日より初而儉約之義三十人頭へ申渡、其口上前後次第無殘所云々とあるに白くしたるが如し、かくの如くして自ら警めて自己の向上を計れること、功過自知録、フランクリンの自敘傳などのためしもおぼえて、賢哲の工夫おのづから軌を一にするものあるを覺ゆ、この克己省察の力の最もよく現はれたるは公が質素の美德なり。

質素

公髮を結ぶに人手を借らず、登城の時など、玄關にて乗物にのらるゝを見れば、

蓬々たる亂髮なるを、城内下乗におり立たるゝ姿は髮も綺麗にあげたり、日常五斗味噌の汁を好み、肌着の料には鬱金染の木綿を用ひて、籠き物を身に當つるは養生のためによろしといはる、駒込の中屋敷に移りてのち本郷に通はるるに、多くは輿馬を用ひず、雨中といへども桐油合羽に菅笠着て徒歩せられたりといふ、老後は羅紗の帽子を被られけるが、土藏のうちを穿鑿せさせて舊きかなる疊に敷きかへられよと、醫師の勸むるも聽かずして、舊きまゝにし、新しきを調へて進むるをも斥けて用ひられず、醫師増田壽針嘗て板橋の別墅を訪ひしに、たま〜夏のことなりしが、公は吳座一枚を布き、少しの裝飾もなくして、傍に近臣一人侍するばかりなり、夜は行燈を點せらるゝに、あまりのことなり、蠟燭を御用ひあれよ、家老すら食時には用ふるものと、勸むれども、聽かれず、その手録編述の書、二十餘歳の頃に起稿せしより、薨去の數日前に擱筆せしまで、すべて故紙の裏に細書す、これ當時料紙の貴重なるが爲に、あらずして、専ら公の質素の爲なることは、諸士の記録の反つて、美質の白紙を用ひたるを以

て知るべし。凡そかくの如き質素は祖父利常公及び後見會津侯の薰陶もとより與かつて力あるべけれど、また公が自ら修練を經、身を以て衆を率ゐられしものに外ならず、世人或は公を評して吝なりとす、この評は後の白河樂翁公にも免かれ難かりしところ、滔々たる奢靡の風俗を矯むるには已むを得ぬことなるべく、實際は決して鄙吝にあらず、松雲公はいたく自ら節し、人にも節約を奨めらるれども、決して諸士の祿を減せず、百姓の租を増さず、貸銀の如き、お小屋の如き、力めて士庶のために計つて、財貨の支出を吝まざりしことは、既に前篇に述べたり、平生、近習の士に賜ふ菓子膳部等も、料理役人に注意して必ず、兪末のことなからしめ、時にはこれを取りよせて自ら試み、かやうなる物を何として人に賜ふべきぞ、むしろ全く與へざるに如かずなど、叱らるゝこともありき、また嘗て彫金の名工後藤演乘の金澤に來りし時、不動龍の小柄を獻れるに、程なく公は永原丹七郎といふ士に賜ひぬ、これを見て、君公の御用にもと丹精を凝してしあげたる品なるに、といひて、演乘頭をかきけりとなり。

勵精

り、消極は積極と相待たすんば光彩を發せず、松雲公の勵精はその勇猛不退轉の氣力によれりとはいへ、まことに常人の企及しがたきものありき、まづ早朝に起きて盥嗽終り、食事の際、輕き用務を聽き、やがて肩衣袴を着けて、視政の正廳に出でらる、正廳の二室、一を桐書院といひて、敬義堂の額をかけ、一を菊書院といひて、養民堂の額をかくること、江戸、金澤ともに然り、第十七圖は即ちこの二つの扁額を示す、養民堂の額は紙本にして、明僧悅山の書、敬義堂のは筆者明かならず、木製なり、また孟子の諸侯三寶の語に本づきて、土地人民、政事の六字の直扁を掲げ、この間に端坐して、執政以下の諸臣を召して、政務を執り、一旦退出して、また暮六つより五つすぎまで、正廳に出でらるゝなり、膳部を捧ぐる時には、あたりには書類など所せきまで、擴げわたし、取りちらしたるまゝにて、食事にかゝらるゝこと多し、時にはあまりに熱心に調べをらるゝゆゑ、配膳の人しばらく傍にひかへ居れば、やゝ久しくしてはじめて、これを見つけ、膳を持ち出で候は、いへといふに、といはるゝこともあり、夜に入りても、なほ事を視、終りて後、讀書し、手録して、更の闌くるを知らず、時には讀書の後、また事を視らるゝ入

部の時は、金澤城に入るや、直ちに月代を剃り、行水を使ひ、直垂を着して前將軍の廟を拜し、更に長袴に更めて寶圓寺、天徳院、如來寺等の廟所に詣で、退いてその服のまゝにて、無事入部の報を江戸に傳ふる使者を引見し、さて老臣等を召して、在府中、將軍家恩遇の様を吹聴して悦を分たる。その間、姫君たち父上への對面を待ち兼ねて鎖口に來り、杉戸を敲きなどせらるれども、右の次第を果さざるうちは決して戸を開かれず。なほ四十四歳の折の日記第十八圖丙寅旅中雜記即ち是によりて、五月十四日、金澤着城の體を見るに、前夜津幡に泊り、八つ時(今の二時)にはやその宿を出で、驛を出づればやうく一番雞も謠ふ。大樋に近づいて乗物を馬に替へ、町に入ればはじめて横雲の空もしらみ互り、大手の坂を登る時、六つ(六時)の鐘を聞いて玄關に向ふに、挑燈の火なほ消えもやらざりけりとぞ、勵精かくの如く、政務を親裁して寢食を忘れ、その間、學問の研鑽に一日一時も徒費することなし。老臣と政事を論じ、また他家と交渉の事ある時など、即時に筆を執りて用を辨じ、浩瀚周密驚くべきものあり、老齡に至りてもなほ然り、享保三年馬淵高定の罪案を論ずる時、老臣は閉門を以てこれに擬し

第十七圖 正廳の額



分八寸七尺二横、分五寸三尺一縦



寸五尺四横、分五寸四尺二縦

けれども、軽々しくこれを許さず、詳かにおのれの意見を書して示さる。その末に曰く、此紙面他筆に難申付未氣配もすきと無之、夕方より以後は手もふるひ、其上夜中眼力うすく、押して調候へば、自分にもしかと見分申事難成程に候。尤下書等もいたさず候故、はや書同事の儀も有之、尤文言も一入跡先に成候得共、清書難成、其分にて遣申候し、時に公七十六歳。

たぐひなき精力を以て、政事の大いなるより日常些末の事までも處理して倦まざるを以て、或は公を評して、自己を憑むに過ぐといふものあり。室鳩巢が嘗て公を諫めたる上書のうちに曰く、此通に一向に泥御法候而塵芥ほどの義も待御意候而は、其役人は備位迄に御座候。書曰、任賢勿貳、程子亦論用人之道曰、信之篤則人致其誠、任之專則得盡其才。尤下に御信任可被遊者無之故にては、御座候得共、御疑ひ有之候而は、各猶豫仕候而不得盡其材力候。既に被撰其人、被命其職候上は、專被任之、御大法に不係義に候は、各僉議仕候而御指圖無之候共、宜く以意得相計候様に被仰付候は、諸役人之器量も著見可仕候。若し不當其器者は早速被指替之、多士の中より追々被抽之候は、數年之後人材輩出仕候而

諸頭、諸奉行等皆稱其任、萬事修舉可仕候」と元祿中有澤永貞また封事を上りたるが中に、親裁の是非を論じ、諸事御政務大小事に不依悉く御直に御聞被遊候。是又國家の權柄御一人の上に備り申候故家老衆などへ取入可申と存候者も無之、私の宿意など御座候而家老衆と不和之者も少も難儀にも不存體とかく可申上様も無御座候、然共就其末々の御用滯申儀も無際限、又大分の御損の儀も相見へ申候」とてその例を擧げ、さて曰く「何事も唯今之通御前御細謹に御寸暇も無御座御様子、有心衆中は奉悲歎無勿體儀共と申合候、其故御用伺事遲滯限も無之、諸役所の難澁不過之候、指當御進物御書翰等の儀家老用人共は且而其儀を不存、御一人の御心勞に被遊候事、自然無余儀御故障之時分急事等の節、諸役人御用始終の進退存不申候而は、斗方も有之間敷と奉存候」としかれども公豈ことさらに我を張つて賢に任せざるものならんや、その人才を擧ぐるにも組頭の言を信じ、わが意に戻るとも力めてこれに従はるゝ由は、鳩巢またいへり、奥村惠輝は老臣中の賢才なり、臣僚嘗て公に申す、惠輝の指揮するところ君の命と支吾すと、公曰く、惠輝の説必ず據るところあるべし、その指揮に従ふ

條理明晰

を可とすと、たゞ公は老臣專權の宿弊を見て、あくまでこれを矯正せんとし、天稟の精力を以て大小の事務を執られしのみ、親政獨裁の様、八代將軍と頗る相似たり、いふまでもなく公は溫柔の貴公子よりも精力主義の爲政治家たりしなり、さらば公が事務を處理せし材幹は如何。

公は磊落なる上世の豪傑者流にあらずして、慎重なる近代の政治家なり、條理を析き、典籍に求め、時勢に照らし、祖法を稽へ、審思熟慮、根柢より是非を究めて、しかる後に斷ず、頭腦極めて明晰に、細かに觀察し、諦かに推別して洞徹せざるどころなく、精神といひ、行爲といひ、すべて組織あり、秩序あり、日常萬端の事物整然として分野を定む、視政の正廳敬義堂には三廂を置き、當前の政事書類は敬廂に收め、世間雜務の書類を容るゝを義廂とし、四民に關して當前ならざるものを藏むるを德廂とす、されどはじめは義徳の二廂いまだ成らず、姑く義廂を敬廂に併せ、德廂の爲には假に一器を設けたり、便室には陰陽の二厨あり、政務日用の叢書は陽厨に、俗書卑淺の小録は陰厨に納る、その外に笈を設けたる大部の記録は類聚日積録と類聚家範となり、日積録は諸頭諸奉行、諸役人に命

するとこの政令を聚めたるものにして、施治の龜鑑、家書の根蒂と稱せられ、家範はこれを抄録し分類して教を後嗣に貽されたるものなり、別にまた便室に備ふるもの、策名便覽、桑華字苑等の書あり、便覽は諸士の姓名とその職掌俸祿とを記して治政の用に充つるもの、字苑は公が手輯の大字書にして、以て學問の捷徑とせられし稿本なり、座右に置かれし燕間總目の屏風は、畏れど清涼殿の年中行事の障子に似、必要の事項を録して記憶の便としたるものにして、その僅かに今日に存するもの、圖してこれを示す(第十九圖)これなり、原品頗る汚損せるを以て、こゝにはたゞその文字と様式とを示すのみ、すなはち公私の圖書記録調度等、すべてその主管者を記して事務の整頓を計られしことは、一見して知るべく、その編録類はすべて公の手輯にかゝれるものなり、別にまた公が自筆に成れる爲政明鑑の總目を見るに、宗廟、附祭祀、自警、行狀、思辨博識、備忘、節用、武士、附歩卒、農民、工商、遊民、附孤園、教令、法制、稱呼、殿閣、世務、附書翰、道路、橋梁、渡口、旅舍、附驛馬、坡塘、關隘、附邊塞、山林、畋獵、附園地、旅行、武備、神社、附社人とあり、この書今全備せずといへども、その一條の細目を見ても、また公が多年經

第十九圖 燕間總目屏風

燕間總目編録類

手輯 和紙 傳家

高政明鑑如千卷

軍政類要如千卷

高橋公年譜如千卷

袖中母珠一卷

宗廟附祭祀 自警 行狀 思辨博識 備忘 節用 武士 附歩卒 農民 工商 遊民 附孤園 教令 法制 稱呼 殿閣 世務 附書翰 道路 橋梁 渡口 旅舍 附驛馬 坡塘 關隘 附邊塞 山林 畋獵 附園地 旅行 武備 神社 附社人

止文要訣若干卷 軍馬要訣圖解三卷 軍役捷覽一卷 本朝禮儀教十卷 軍考 卷以上 京圖一卷

繼述德安二卷 私印要法 卷 類軒全集一卷 格物編一卷 群書摘要 卷

讀文休養二卷 常用字苑 卷 花園類知 卷 讀書備考 卷 困學餘編 卷 合意必月一卷 性理圖章一卷

學海總龜 卷 聞見雜記如千卷 疑問錄一卷以上 小學集解如千卷 四書實議若干卷 性理圖章一卷

袖正成經跡圖 卷

王略秘書教十卷

香方一卷

辭苑類考若干卷

袖中編年記一卷 水朝軍纂 卷 萬姓一覽 卷 吉村集成若干卷 唐氏其可正訓 考人考 手輯家書 爲東江流紀聞 九條

諸役記四卷 軍裝圖詳二卷 戒令要則 卷 年中儀式 卷 月意水冊 七月望懸册 八月 九月 十月 十一月 志

畫一類要如千卷 欽恤類要若干卷 文館須知 卷 本朝名手集教十卷 香雪林和歌集如千卷 守學辨疑一卷 袖裡文鑑一卷

古今簡牘類萃如千卷 諸州要記 卷 加能越風土記 卷 万城錄 卷 七書考異七卷

草木鳥獸圖考 卷以上

命撰 和紙 傳家 北朝

古跡文徵 卷 古今簡牘類萃如千卷 諸州要記 卷 加能越風土記 卷 万城錄 卷 七書考異七卷

香方一卷 以上 香雪林和歌集如千卷 守學辨疑一卷 袖裡文鑑一卷

古今簡牘類萃如千卷 諸州要記 卷 加能越風土記 卷 万城錄 卷 七書考異七卷

草木鳥獸圖考 卷以上

命撰 和紙 傳家 北朝

古跡文徵 卷

營の事項を分類して搜索に遺憾なからしめたることは明かなり、かくの如く明瞭に、かくの如く組織的に、諸般の事項を處理し、その記録を分類しおけば、機に臨みて周章せず、過失せず、變に應じて措置すること、名家の碁を圍むが如し、宜なるかな、後世みな公の定むるところを仰いで、藩の定制としたること、第二十圖は、文祿元年、豊太閤が關白秀次に與へたる書にして、藩祖以來、前田家に傳はれるものなり、書中、主上を奉じて都を大唐に遷し、秀次をその關白となすべしといへるが如き、太閤當年の雄圖紙上に躍如たり、松雲公これを裝釘し、自ら命題して、豊太閤三國處置太早計といはる、その意氣の豪快を喜ばずして、思慮の縝密を尙ぶ性質は、おのづから十字の題號に表はれたりといふべし。

事物を處理して組織分明なるに伴うて、公はあくまで綿密なり、周到なりき、その制定せられたる規定、大は平時の法制、戦場の號令より、小は坐作進退の禮儀まで、典章百千燦然として備はれり、嘗て人を訓誡して、是非の甄別を明かにすべしといへるもの、曰く、禮儀と阿順と、威儀と高慢と、直と意地と、和と無禮と、儉と吝と、勇と暴と、忠義と私慾と、實と愚と、精出すと指出づると、扣ふると身構す

ると見合はすると油断すると、氣輕と粗相と、落附くとひやすと、末を考ふると物を挟むと。また嘗て奥小將の士を論せる作法を抄出すれば、その意凡そ次の如し。額に角を入るゝもの、むざと剃りひろぐべからず、帯の幅廣き袴にしんを入れてこはらせたる、共にわろし。帷子の皺よらぬやうにとて、脰をはね袖をうしろへやるは、甚だ見苦し、これは嗜にてはなく、結句不嗜なり。脇指は坐作に便なるがため、長きよりも短きをよしとす。伺公するには腰のすわるやうにすべし、それも胸の出づるはわろし、弓を射る時の腰のすゑやうの如くにすべし、べつたりと落ちつきたるは無性に見ゆ、少しは浮きたつ心もちにて軽くつくばふべし、立つには必ず退く方の足より踏み出すべし、よろづの取扱に、物の上をうち越し及びかゝりなどするは不禮なり。主人の物を扱ふは、輕き物も重きが如くにするを敬とす、空しきをとれども満てるをとる如しといへり。目通にて物の結びめを解き、又は物をくゝる時、口にてくはふることあるべからず。朋輩相互の言葉づかひ無禮なるが、多し、注意せざるべからず。賣買物の雜談一向卑劣なり、堅く慎むべし、高く洩をかみ、高くさめするは遠慮なきものなり。すべ

嚴正

て人の心は空しきが故に見聞につけて移るものなり、若年の時、放逸に流れ、雑談酒宴などに時を過せば、人があしくなり、晴の場所は窮屈にて出でがたくなるものなれば、うひ／＼しき時分より、悪友に伴ひ、あしき癖つかぬやう、專一に心得べしと。こはたゞ簡單なる抄録のみ、その訓諭するところ、なほ極めて細密なり、これ心の敬は形の敬に伴うて起るものとして、厳しく行儀作法を正したる當代の武士薰陶の法にして、諸禮の廢れたる現代社會の改良に志ある人は、忝りて公の訓諭に鑑みざるべからず。たゞその跡を察するものは、古今の時勢の相違を忘れずして、公の精神の存するところを會得せば、益すること必ず少からざるべし。

精到の考慮も、嚴正の威容を以て臨ますんば、實行を期しがたきこと多し、端正謹嚴は亦公が特色の一なり、元祿九年、諸士を戒飭せられし時、特に若年寄多賀直方を諭し、雑談に荒み、交際正しからず、袴も着けず、着流しにて青年の輩に見ゆるは、禮を失すること甚しとして、嚴に誡むるところあり、翌年その職を褫ひて蟄居を命せられしが如き、また公の前に能樂を演ずるもの、公が巧拙の評

の嚴密なるを恐れて、今日も地獄など、言ひ習はせるが如き、その一斑を見るに足る。綱吉公の養女松姫世子に降嫁せられし後、里方の後房を訪ひて、曉天に及ぶこと多かりしが、登城の節は公中屋敷より來りてこれを送り、必ずその歸第を待たる。姫君の夜更けて歸ること乃ち止めり。甲州流の軍學者星野覺右衛門といふもの聘せられて三百石を食む。嘗て具足櫃の製作について諮問せられ、答ふるところ高慢にして實用に合はず。公その缺點を指摘して再三質疑を重ねられしに、覺右衛門遂に答ふること能はず。妻子を具して亡命せり。公薨去の後、高家前田信濃守賢長、八代將軍と公とを比較し、公を稱揚して曰く、乍恐多事、當上様(吉宗公)は御明君にて中興の上様とも申候。夫さへも少御寛容に被爲過候と世上に申候。夫故諸役人の衆中恐怖の心うすく罷成。諸大名衆は猶更次第次第に戒懼の心掛ぬけ候て、此度榊原氏の様なることも出來申候。大形榊原同様の衆中十六七人も有之様に沙汰いたし候。將又御精密の沙汰うすく、御役人被仰付候にも、又は被仰渡の筋もたとへば十の内五六分にて其儘被仰付候故、事足らぬものに成、押付破れ申、又は人品もくづれ申爲體に候。御念の被入様

不委故と相聞へ候。此處にて讒詔面諛の輩も時として出來やすく成候由申こと候。松雲公の御様子は萬端御精密に行届き、御問詰も有之候故、此弊無御座候歟と存候と。

室鳩巢は公が聰明の外に現はれて威容の嚴に過ぐるを諫めたり。その上書のうちに曰く、所謂聰明聖智守之以愚、此一言別而至要之義に奉存候。大抵聰明之君は下臣無勝己者候故、自滿之志往々易生候。是以賢主は常に被愼之候。由承及申候。唐太宗威容嚴肅、百僚進見皆失其舉措。帝知其若此、每見奏事必假借顔色、冀聞諫爭、知政教得失。此事貞觀政要、唐鑑等に載之候。而千古之美談に仕候。今御前聰明賢知既非群臣之所及、且又御威容尊嚴に候故、群臣一同に畏伏仕迄に御座候間、太宗之用意を御考被遊候而被法之候は、貞觀之盛なるも可觀。于今日候と。その諫言の旨を察するに、主として公が老臣に親しまれざるを非とするが如し。しかれども公が親裁の意は老臣の權柄を殺いで寄合政治の弊を矯むるにあれば、威容の嚴厲なること、一はその天稟にもよるべしといへども、一はまた治政の上より止みがたかりし方策なり。本多安房守政長嘗て第地交換のこ

とにつき、若年寄横山正房が公の信任を受くるを以て、これに請託して公の内旨を得んとす。私謁は固より嚴禁なれども、政長は第一の國老にして公の叔母を妻としたる人なれば、外ならぬ依頼にせん方なく、正房は書を以て公に申す。公これに批して曰く「手前など終に得内意申事無之候」と。また嘗て正房等に諭して曰く「其方共儀は勿論、安房初不覺悟之義は急度申付候はでは不叶候」と。されど年々盛夏に當りては、年寄等を召して暑氣の節毎日登城、別して大儀に思ふ由いひて、手づからのしちゝみ、單袴など三端ばかりたまひしが如き、老臣の吉凶には必ず慶弔を怠らず、奥村庸禮、同惠輝が病篤きには深く醫藥のことを慮り、親らその第に臨まれしが如き、長尙連、前田貞親等の死去には、領内に三日間鳴物を停止せられしが如き、以て恩遇の誠懇なる一端を想ふべく、その威儀の嚴正なりしも特に思ふところありて然りしなり。

仁慈

公を見るもの、自ら奉すること方正に、人に待つことまた嚴格なるを以て、その特性とすれども、常にこれに接する人は和氣霽々として春風の江を渡るが如くに感ずといへり。定番頭富永金昌嘗て公に近侍せし時を追懐して曰く「松雲公は物毎嚴敷被仰付候様にも末々奉存候得共、御居間などに而は随分御傍之者共など勤よき様に被召仕候。私共など泊番之時分も、次廻大かた四時、今の午後十時比仕廻候様被仰出、御座之間近く臥候處、御居間は御用最中にてよみ書被仰付、九時今の十二時比過にも御用御仕廻之御様子之時分、少々御曲舞位之御謠被遊候。又御近邊之者共へ御咄など被遊、御居間之者共高笑仕候義、毎々御座候」と。また正徳中、夏の頃なりき、公晝飯を喫しながら縁先の犬を見て、近臣を顧み、夜前は八時今の午前二時にしまひて床につきしが、とかく寢入りかねたるに、出入口をすきとしめた見え、あれがしきりに出口を尋ぬる様子なり、半大夫を起さうかと思ひたれど、寢て間もなかりしゆゑ、おれが起きて戸を明けたれば、悦びて外へ出でたり、それが爲に曉まで寢ざりしぞと語られたり。

元祿の頃、富田彌兵衛、大場源大夫、金銀奉行たりし時、金藏の金多く失せたり。盜賊を穿鑿すれども久しく知れず、かやうにうち捨ておきては家中のしまりにもならず、鍵封印ももとのまゝなりしかば、奉行その罪を受けざるべからずと説くものありしかど、公はかれらを閉門のまゝにして敢て罪過に處せられず。

三四年すぎで、盜賊はじめて捕へられぬ。その後、公源大夫の孫三左衛門を召して表小將に任せしむ。番頭等その風采のあがらすして職務に似つかはしからず、わけて江戸表の給事不調法のこと多かるべしとて、これを止めんことを請ふ。公いはるゝやう、かれの祖父は無實の罪を被り、數年の閉門にあひて空しく病死し、その忬も程なく死したれば、せめては孫にても取り立て得させんと思ふなり。足らはぬところは随分指南して務めさせよ。富田の後は若狭守の近習に召し出したれば、まづ安心なりと諭されしに、いづれもその仁心に感じあへり。また竹中祖右衛門といふ江戸詰の與力あり、深川藏米の警護に與かれるが、實直なるばかりにて才覺なければとて、與力管理の永井織部より、まだ順番には當らねども、用務に當りがたければ、先だつて替らすべしと請ふ。公尋ねて、槍を以て敵と突きあふことはなるまじきかとありしに、其儀は滯なしと申し、かば、さらば與力の役儀はざつと濟みたり、外の用務に當りがたきは人々の賢愚是非なきことなり、何時にても替るべき時節にならば交替せしむべしとて、そのまゝにさしおかれぬ。

公の仁慈にしてたゞに近習以下の諸士を愛するのみならず、弘く領民を慈しまれしは、お小屋の建設等を見ても明かに知ることを得べし。中年のことなりき。國もとより送り來れる新刀を見て、指料にもせん、切味さこそと賞美せられけるを、近臣挨拶して、やがて斬罪の者あるべければ、慰に御ためしあつて然るべくやと申し、に、公以ての外に憤り、其方は吾等を不仁のものと思ふか、斬罪はそれ〴〵の罪によつて申しつくるものにて、慰みわざにあらず、刀脇指を試みるは人々おほえの爲にすなるを、いかに不仁のことを申すぞと叱られたり。また利家公の法事を修せられし時、塔婆を野田山に送るに、累々たる他の墓碑を取り除きて山路を切り開かずば、運搬しがたし、後にはもとの如くすべければとて、當事者よりその許可を請ひしに、其方等の料簡わろし、存命の時は貴賤の品あれども、死しては君も百姓も別なく、今先祖の爲に樹つる塔婆も、輕き者の墓も、われ人崇敬する心は同じ、國主の勢にて人々の歎を思はざるは、かれらの先祖に對しても恥かし、不便なりとも途は別に開くべしとて、請願は聽されざりけり。

こゝにをかしき話あり。國老長九郎左衛門の家老長新之丞の草履取に三太郎といふ者ありけり。もとは能州田鶴濱の百姓なりけるが、ある時、小者傍輩うち寄りての茶飲咄に、富有の町人にならん、大百姓がよしなど、人さまの望を語り合ひけるに、三太郎は何とぞ馬に乗り、槍をもたせたとしといふを皆々夢の如き大望かなと笑ひぬ。その後、主人に暇も請はず伊勢に抜参しける途に、越前福井のとある道具屋に立ちより、いかなる物にても苦しからねばとて、わが脇指に銀子を添へて大小二腰に代へ、参宮を終へて後、京に出で、町屋を借り、長監物と名のりて浪人の體なり。屋主は研屋なりけるが、三太郎が毎日何の所作もなくてくらし居るを見て、何なりとかせがれ候へと勸むれど、少し所存ありとて喰ひつぶし居ることとの如し。ある日、屋主を呼びて、職業がらのことなれば、吾等の大小を見て給はれとて、かの二腰を出しければ、まづ刀を抜いておし戴き、さてく結構なる品、正宗にまぎれなしといひ、次に脇指を見て更に肝を潰し、來國俊なり、いづれも大名の指料にして不足なきもの、御身には過分なり、賣り拂ひて浪人のたつきにもせられよといふ。その辭について、三太郎屋主

に託してこれを賣り、さていふやう、これより江戸に出で、身代を起さんと思ふなり。若黨二人、槍持草履取、挾箱持をめし抱へ、また金屏風一雙を箱入にして給はれと請ふ。屋主承りて、供人のことは心得たり、金屏風は江戸にて求められよといふを、強ひて拵へさせ、旅の泊々にてこれを立て、遠らさしめけり。江戸にても町屋を借りて、長監物といふ大文字の名札を立て、平生金屏風を立て流して遊びくらし、空しく月も重なりゆくに、屋主訝りて、その所存を尋ねれば、運は天にありとてとりあはず。時に藤堂大學頭いかなる故にや長氏の者を聘したしとて穿鑿せられけるが、この事を聞きて、祿高二百石にて抱へんといはしむ。屋主これを取次ぎけるに、あざ笑ひて、取持過分なりとて相手にせず。強ひて聞けば、零落はすれども、二百石や三百石何かせんといふによりて、この旨大學頭に申すに、さらば五百石に上すべしとなり。これを聞きけれども言ふことまたもとの如く、遂に千石を與へんとありければ、度々の取持過分至極なり、なほ不足なれども、其方に免じて奉公すべしと屋主に言ひて、はじめて事は定まりぬ。定まると齊しく、三太郎は早飛脚を九郎左衛門の許に遣はし、御爪の端と申し

立て、やうく奉公にありつき候。定めて身許しらべの爲に貴方へ使者の参り候ふべし。御返事一つにて一人の浮き沈みすることなれば、何とぞ寛大の御處置あらまほしうと言ひやりければ、九郎左衛門獨斷に及びがたしとて、事の仔細を公に申す。公聞いて、それは九郎左衛門の存寄次第なり、但し人の身の上にかゝはる事なれば、その心得あるべしと諭されぬ。この飛脚と入り違ひに、藤堂家の飛脚來りて、監物の身許を尋ねければ、同苗まざれなしと答へ、乃ち仕官ことなくしおほせたり。かくて監物は藤堂家に仕へ、生來の材幹を振ひて、さまざまの功勞あり。その頃、この家は貧窮第一の大名と聞えけるを、救濟の任に當りて、五年のうちに財政を回復し、己も立身し、遂に元來は小者奉公の身にて長氏にても何にてもなきことを申しければ、正直者として彌君の氣に入り、名字を賜はり、八千石の家老に進みけりといひ傳ふ。監物の舉動は欺騙に傾きたれど、公のこれに關して諭されし意を思ふに、何ぞ好奇の眼を以て小説的奇行を喜び見る類ならんや、必ず人生の行路難を察する同情心の溢れて、強ひて監物の才に過ぐるを咎められざりしなるべし。

克己省察自ら奉すること極めて質素に、壯なる精力を以て事務に勵精し、勤恪嚴正なれども、内に仁慈の情を含んで、苛察峻厲に流れず、これ好個の武士の標本なり。しかれどもかくの如きのみを以てしては、公も未だ非常の名士といふを得ず。その學問を待つて、その性格は更に光彩を放ちしなり。公の修學はげにや努めて習ふにあらすして、天稟の嗜好といふべし。書畫の技ともに拙からざれども、第二十一圖は公が綱利といはれし頃の畫なり。他に嗜むところの遊技なく、學問を以てすべての遊技に代へたり。たゞ一の學問に匹敵すべきものは能樂なり。能樂は武家の式樂として、將軍大名以下盛んにこれを習ひ、わが藩特にその盛行を以て名あり。公の扶持せられし名優には、江戸に寶生將監あり、京に金春の竹田權兵衛あり、金澤に波吉、諸橋等の諸優あり。はじめ家康公の觀世大夫を招きし時、利家公は寶生四郎左衛門を扶持せられしが、徳川氏天下を一統するに及びて、また四郎左衛門をも併せて聘したれども、なほもとの縁によりて寶生氏は前田家に入らせり。五代綱吉公喜多七大夫を師とし、諸侯大半その流に靡きしが、公は依然祖先以來の筋目を捨てずして、寶生將監を師とせ

られしなり。されば金澤には寶生流の伶優多く、扇拍子に高々と張りあぐる聲は武家にも町家にも浴くて、加賀寶生の名は世にかくれなし。かくの如き流行は公の好尚も興かりて力あるべく、扶持を興へて工藝に従事せしむるいはゆる細工人に能樂を學ばせたるが如き、その品性を高からしめんとて公の創められしことながら、この技の嗜好の程度は固より學問に比すべからず。五代將軍の世、殺生を禁じて鷹野にも出でがたければ、身體おのづから快からず、暑中などわけて氣鬱のこゝちすれば、せめて養生の爲にもとて舞ひ謠ひなどするなりとは、公が自らいふところなり。茶の湯もまた上流者流の遊技として、わけて豊臣氏の頃より盛んに行はれ、利常公も深くこれを好まれ、公もはじめは千宗室等の名家を祿して清興を引かれしが、政務の繁劇なるに従ひて、捨つとはあざざれども漸う疎かにして、顧みることも稀になりぬ。たゞ學問に至りては、生涯を通じて一日も廢せらるゝことなし。

公の學問は侯伯が閑餘の事業にあらず、明敏なる理解と博大なる記憶とを以て讀破し抄録して、時に寢食を廢し、もしこれを以て専門の業とせば、必ず第一

第二十一圖 松雲公の畫



絹本淡彩 縦四尺九分、横一尺二寸三分

流に伍せずんば止まざりし知識を包藏せられしなり。嘗て公が西洞院時成卿に與ふる書に、政餘書を繕く、樂これに過ぐるものなく候といへり。室鳩巢の上書にはそのあまりに耽愛に過ぐるを諫めて曰く、御氣色御不快之内も、毎夜深更迄書籍を御覽候而、彼是被勞御思慮、其以後御寢被成候。其故心火高ぶり候て、翌日御起居も不穩、御食事も御泥被遊候様に相見申候。御天性御好み之事に御座候故、御煩勞被遊候をも御覺無之候歟。爲御國爲御家申上るも、愚成御事に奉存候に、萬一御病氣之端にも成候へば、無物體義に御座候。其上人君之學は、不過考六經之要義、以求修身治國之道、則至簡至約成事に御座候。其外書籍文字之義は、博士書生之職に候へば、被勞御心事にては無之候。大略に御沙汰候而、御慰に被遊候は各別に御座候。かくの如く學問に熱心なれば、その博聞強記も想ひやるべし。公嘗て南禪寺の長老祖縁について、源中將有房の家集を覺めしむ。祖縁書を裁していふ、五山に探れども得ず、公家衆に尋ぬれども、有房の何人なるかも知らず。六條内大臣有房その人か、家集とは詩集か、歌集かと、公直ちに中將と内大臣とはいづれも具平親王の後なれども、全く別人なりとて、細かにその

系譜を示し、詩集、歌集ともに存して、ともに覓むる旨を報せられぬ。また新井白石嘗て加賀の士小瀬復庵に語りけるやう、先年京に上りし時、近衛家に参りて祕書拜覽の義を願ひおきしに、ある時老公われを招きたまひ、手づから鍵とり出して唐櫃を開き、さまざまの古書を示されぬ。そのうちに人車記といふ記録ありき、源平合戦のさまなどを知るに便よきものなりと、公の近臣中村克正傳聞してこれを公に白す、公曰く、しからば人車記は誰の手に成れるかを知れりや、克正曰く、存じ申さず、公乃ちその平信範の記にして、著者の名を略して人車記といひ、又別に北隣祕記或は兵禪記の稱あることを示されけり。

圖書の研究

この二例はたゞ公が博識の一端を示すのみ、その圖書を四方に求めらるゝや、收むる毎に親らこれを閲して、選擇し批判せずんば止まず、中には序跋を題するものも多し、されど自ら家來の内儒學仕者も和書者不案内候故、何方より被差越候書籍も自見迄に候、他見仕儀曾而無之候といはれしを思ふに、わが國の歌文典故の書籍については甚だ重きを置かざるが如く見ゆ。その蒐集の圖書典籍の天下に比類なきを見れば、この言や、當らざるやうなれども、根本の學

問を漢文にありとしたるは當時の習なるに、わけて公は儒學の正統を繼承するを以て自ら重んじたる人なれば、和書の研鑽を個人が閑餘の業と見たるもまた勢なり、その臣従を見わたせば、神道を以て家を立つる田中一閑父子あり、有職故實に委しき伊勢監物平田内匠大允、中原職資、歌學に通じたる菅真靜等あり、決してその人少しといふべからざれども、多くは舊套を墨守して傳授秘訣を喋々するに過ぎず、國學未だ興らずして、水戸西山公が契沖阿闍梨におけるが如き千歳の奇遇はまた他に求むるに難し、公のわが國の記録文書類を究むるや、その志尤も深けれども、諸臣のうち事を共にするものなく、學問また本末の別あればとて、さてこそ自見までなりとして、自ら高しとせられざりしなれ、しかもその自ら高しとせざりし事業が不朽の功を奏せしに至つては、誰かそゝろに公の餘徳を仰がざるものあらんや。

聖賢の學

公曰く、記録などは夜半後臥候而少充^ブ見申候得共、經書之類は其體にて見申儀難成候といふまでもなく、公が學問の根本とするところは儒學にあり、修身齊家治國平天下は即ち公が爲學の指趣なり、大學はその座右の經典にして、日夜

これに則つて聊かも違はざらんことを思ふ。朱舜水は公の尊信最も篤き學者なり、その木下順庵に贈れる書に曰く、建國君民、教學爲先、非欲其文辭退暢、黼黻皇猷而已、誠欲與道致治、移風而易俗也。また公の老臣奥村庸禮に與へて、經書は倦みやすきが故に史傳の助によりて義理を覺るべしといひ、詩賦を斥けて曰く、吟詩作賦、非學也、而棄日廢時、必不可者也、空梁落燕泥、工則工矣、曾何益於治理、僧推月下門、覈則覈矣、曾何補於民事、雞聲茅店月、人跡板橋霜、新則新矣、曾何當於事機、而且燃髭嘔心、儻或不能工、綴徒足供人指摘、又何益於詩名と、公もと詩を詠まれざるにあらず、三十歳の頃まではよくこれを詠じ、また詞人を集めて會話を開かれぬ、その春日の詩、

三春天地暖　萬物育其生　仁雨花皆發　節風竹獨清
讀書非一日　高枕是升平　政暇明窓下　靜聞黃鳥聲

の如き、賢君の口氣おのづから文辭の上に現はるゝものあり、されど中年以後は殆ど吟詠を廢して顧みられざりしこと、これ漸次公の性格の推移せるが爲ならんといへども、その主因は、深く舜水の説を服膺して、道義の學を重んぜら

れしによれり、室鳩巢が公の求書の景況を記して、近世以來猥瑣俚俗の書の目を眩耀し書肆を漫漶するものに至つては、擧げて皆收録せず、これを度外に措くのみといへるも、これを味へば公が學問の本旨のいづこにあるかは、問はずとも知るべし。

公の學問は人の人たる所以を修め、國家を治むる所以を明らむるにあり、新奇を構へて卓見を銜ひ、自家を高くして、伐異を事とするなどは、固より好むところにあらず、専ら奉ずるところは、程朱の學にありて、恭謹これを紹述して、論駁辯難の如きは絶えて試みらるゝことなし、親交最も篤かりし林鳳岡は、勿論濂洛の學を以て代々斯道の覇權を握るもの、朱舜水また純乎たる朱子學者なり、公が師とし學びたる木下順庵は、博洽を主とし、強ちに拘泥せざれども、守るところは尙この派の學なり、順庵ある時公に説いて曰く、下拙中年以來、程朱ノ學ヲ儒道ノ正統ト奉存候テ、宋儒ノ説ヲ宗ト用申候、唯今講解仕候ハ先四書直解、四書正解ヲ見申候テ正説ヲ考申、其上ニテ翼註、講述等ヲ考申候、尤蒙引、存疑ヲモ考申候、近來之説ヲ考申候ハ四書徵言、說統、湖南講古今大全、知新日録等ノ

新説ヲ考申、正説ノ助ニ成申候説ヲ取申候、又異説ニテモ意味有之説ヲバ記憶仕候へバ、工夫ノ助ニ成申候事モ御座候、四書揚明圖解等ヲモ考申候、正説ヲ極メ申候テ異説ヲ考申候ハ不苦奉存候、近來ハ良知之學ニ御座候テ末書ニ異説多ク御座候テ人ヲ惑シ申候ト、公の博く和漢の書に涉られしは、むしろ順庵に過ぎたるものあらんといへども、その宋學を固執せられしもまたこれに過ぎたり、さりとて諸士の心事にたち入りて、その奉ずる學説に干涉するが如きことはあるべくもあらずとはいへ、儒學を以て學者を招聘する時は、陸王の學、復古の學の如きは固く排斥せらる。有澤永貞は王陽明の學を信ず、されどその仕へたる道は兵學にあり、稻若水は伊藤仁齋の門に出づ、されどその祿せられしは本草學のためなり、公嘗て陽明學を奉せる三輪執齋の周易進講手記を見て、正體なしと評し、「如此儒生之風義モ漫に成歎敷事也」といはれぬ、新井白石また嘗て京に上りし時、仁齋の高弟北村篤所加賀より聘せられしかども應せずといふことを聞けりと語れるにつきて、室鳩巢のいふ、これはかの徒が名聞のためにいひ出せる虚構なるべし、わが藩にてはいかに博學なるものも、伊藤氏の

門流は決して聘せずと、かくの如く堅く宋學を守りて異説の横行を制せしは、いはゆる異學の禁を布きし白河樂翁公の態度に似たりといふべし。
宋儒の學は理氣性命を説いて、空漠の論に趨ること多し、公は在來の正學として程朱の學を信すれども、究むるところは日用彝倫の上において、冲虛高遠の説にあらず、若年にしてはなほ談理者流の風ありけんが、會津侯正之は死に臨みて義理の學を主とすべしと遺言しぬ、木下順庵もまた公が進講の中庸に跋して曰く、恭惟志氣高明資於充養、義理精微由於問學、侯之實學有得於思孟者深矣、雖然高明或馳於虛遠、精微若流於鑿空、亦昔人之所警、敢以爲獻といへり、これらの教訓に依り、自己の省察によりて、公が學問の要義は實踐躬行を主とするに至りぬ、蓋し人君の好惡向背は一國理亂の鍵にして、人民の禍福もこれが爲に轉すれば、言以て微たらざるべからず、身以て法たらざるべからず、この心を以て公は固く己を修め、また常に執政及び近侍の臣を警め、ともに率先して言行を正しうし、衆庶をしてこれに倣ひて風俗を改めしめんことを期せられぬ、延寶二年、公が士風を戒飭せられし時、老臣に賜へる書のうちに曰く、我等并年

家庭の訓育

寄中内外之行跡正敷、下其風にならひ候様に有之儀、尤仕置之根本に候へども、是をもて家中風俗之可宜を相待候義は遠き事候。是非に惡敷風俗を可改仕置之筋無了簡候而は不叶候然共上たるもの、行跡不好候而は如何様の仕置も可立事にあらず候間、其方はじめ萬端心得、沙汰肝要至極候事と。公の自ら彝倫を正しくし、一身を以て衆を率ゐられしは勿論のことにして、家庭の訓育の如きも亦以て世の模範とするに足れり。その世子吉徳公を教養せらるゝや、固より嚴重に育て、十二歳の時より婦人の手を離れしめらる。次女節姫聰明にして、節姫の夫藝州侯淺野吉長また賢君の聞えありしかど、公はなほこの夫婦の子をもてあつかふことあまりに大事に過ぐれば、却つてその子は弱く、病に罹りてもはかなく、しく全治せざるなりといはれぬ。吉徳公の弟備後守利章は出で、大聖寺藩主飛騨守利明の嗣たり。嘗て金澤に來り居しが、もはや年も暮るゝに近ければ、明日は大聖寺に歸らんと心がまへしたるに、その夜俄かに雪降りて一尺五六寸も積りぬ。備後守の近侍齋藤武右衛門、かやうの天氣にては途の程もおぼつかなく候、今しばし見合せらるべき由申しけるを、

孝行と追遠

公聞きて、これ式の雪に動かれずとは如何のことぞ、合戦の注進ありても動かれずとはいひ候ふか、手ぬるきことかなと叱られけり。すべてかくの如く嚴しきは、他に對していふばかりにあらずして、自ら奉じてしかる後のことなり。飛騨守の中風に罹れる報の至るや、公直ちに金澤を發して大聖寺に至り、これを見舞ひ了りて、また即刻發して小松に泊り、翌朝六つ過にこゝを立ち、馬を馳せて金澤に入らる。御供の小將等後れじと引き續きしかども、一人おち、二人おち、後には皆後れ果て、大野木舎人のみ傍に引き添ひたりとぞ。公親ら筆を執つて二十四孝の圖を描き、儒臣等をしてこれに讀せしめて、子女及び知親に贈らる。蓋し玩弄の間おのづからこれがために啓發せられんことを期せられしなり。固より孝は百行の本、五常の先なれば、まづこれより出でたちてよろづの道にも達すべく、公が力めてこの善行を奨められしは當然のこととなり。これを公が一身の上に見るに、早く父母に別れられしかど、永くその恩を忘れず、祖先の遺徳を思うて追遠の志生涯を通じて渝ることなし。その大願十事といひて記されたるものを見るに、第一に八幡宮造營事とあるは、武道の

神なればさもあるべく、第二に菅廟造營事とあるは、家の遠祖にして且文學の神なればなるべし、第三より第八までは己が祖先と徳川氏との靈廟寺院の造營修築にして、終の二箇條は他のことに屬す、その終に記して、右十事之大願、往年所記置之、今復改書之、自勵其志といへるを以ても、公が追遠の情の篤きを知るべし、公七十歳の頃老臣に對ひて、今までは祖先の忌日々々を忘れず、當日は必ずその寺々に代參を立てたるが、もはや年老いたれば忘るゝことなきにしもあらざるべし、汝等注意してその折々は申し出でくれよといはれぬ家系を尙び祖先を重んずるは當時の習といはいふべけれど、死に事ふるかくの如く篤きは、公の如く報本の志深きものにあらずんば能はざることなり。

忠誠と恭謹

忠と孝とは日月の如し、これを闕けば則ち人世は常闇となる、昇平の世、忠烈悲壯の行爲を以てその傳記を飾ることなしといへども、平常の恭謹はまた公の忠誠を證してあまりあり、幕府に對しては、大願十事における寺社の經營を見よ、數十年間參觀交替を闕くこと殆どなかりしを見よ、常に諸臣に諭して、公儀御法度に背き申さざるやうにといはれしを見よ、また八代將軍が紀州より入

りて將軍職を襲がれしも、なほ前代に對する精進は三十日にして止められしに、四代、五代、六代、七代の四將軍に對して、公が各、五十日の精進を守られしを見よ、朝廷に對しては、事ある毎に使節を京に遣はして天機を伺はしめ、吉凶必ず物を獻じて慶弔し奉り、大葬の事あれば素を持して居喪の意を表せられしが如き、儀禮の厚かりしはいふに及ばず、公嘗て父祖が遺愛の前裁秘抄に宸翰の題簽を請はんとせられしが、かくの如き些事を以て叡慮を煩はし奉るは恐懼に堪へずとて、近衛基熙公の揮毫を求めて止まれぬ、また嘗て二條左大臣に銀の香爐の鳳凰と名づけたるを贈るとて、箱の書付に鳳鳥とせらる、これは法皇と同訓なるを憚りたるにて、法皇も傳へ聞きて、深くその用意を感賞したまひけりといふ。

かくの如き公が忠孝の行爲は即ち内に満ちたる恭敬の情の外に露はれたるものに外ならず、敬は朱子學の根本義にして、公また座右の書笈に敬の一字を銘し、その下に註するに、敬以直内、義以方外、敬義立而徳不孤の語を以てせらる、恭敬は阿附便佞にあらず、上下その分を立て、禮儀を正しくするなり、故に平

生は温順にして和柔鞠躬如として絶えて疾言遽色を見ざれども、一旦秩序を紊り義理を誤ることあれば、剛健不屈の氣宇は忽ち現はれて、自己の所信を貫徹せずんば止まず、福島の開所手形に關する交渉の如き、弓町火事の紛議の如き、いづれもこれを證す。延寶八年、老中大久保加賀守忠朝公の支族前田又兵衛を介して借金を請ふ、公聽されず、老臣等忠朝が幕府に立つて勢望殊に高きを以て、これを辭するを憚る、公曰く、近年財政逼迫して、既に一門飛驒守の請をさへ容れざりき、况や格別の縁もなき大久保殿の所望をや、近きに疎くして遠きに親しむ義は決してあらざるなりと、老臣等押し返して加賀守殿が恥を捨てて請はるゝは實に已むを得ざるに出づ、にべなく辭するは情を知らざるなりといふ、公曰く、もしこれを容さば、以來一門に對して何の顔ばせかあらん、大久保殿の恥を捨つる捨てぬはともかくも、吾は身を捨てとも恥は得捨てずと、綱紀といひ、彼倫といふ、公の名字はよくその性行を表はせり、綱以てよく綱を張り、紀以てよく絲を理む、紀綱立つて秩序正しく、細大所を得るは、即ちまた義理を正しくする所以なり、階級分立、紀律嚴明、これ公が治政の方針にして、その

一生の施設多くこの綱領によつて説明せらる、儒臣小瀬順理、奥小將等の教授に與かりしが、嘗て許可を経ずして野村與三兵衛の宅に至りて四書を講ず、公私の會合を然るべからずとして曰く、書物にても、佛法にても、格に違、不苦と申分、一圓無之事候と、されど公また格式の沙汰あまりに嚴密にして、繁文縟禮に流るゝが如き弊を生せんことを恐れて、屢、虚儀の實務に用なく、法に泥むは反つて情を害ふべきを諭さる、公の本旨は形式に拘はるにあらすして、内心恭敬の情の發露して、言行おのづから義理の分明なるにあり、この特色は大義名分を正しくするに至つて、赫奕たる光彩を發せり。

忠孝は人倫の大本なりといへども、これを行ふに義を以てせざれば、向背を誤ることなきにあらず、古來經を學ぶもの史を以てこれを助け、よく古今變遷の迹を鑑みて、理非の分を正しくす、公幼より好んで國史を讀み、慨然として中世北條氏が權柄を恣まにして、朝威これが爲に傾き、遂に南北分統の争を醸せるを歎じ、殊に南朝が正統なることの明かならずして、世人が北朝を皇統の譜に掲げて訝らざるに至つて、その名分を忘れたるを憤ること甚し、尊良親王以下

の皇族新田楠木等の諸雄が忠烈の事蹟は、力めてその偉勳を世に知らしむると共に、人をして感憤して、省みて自ら改めしめんとす。寛文五年、公が二十三歳の時、明人朱舜水、水戸西山公の聘に應じて江戸に來れり。公その學徳並び高きを崇び、儒臣五十川剛伯等をして就いて學ばしめ、また楠公父子訣別の圖讃を求めて、剛伯をして史料を供せしむ。その意固より父子が忠孝義烈の古今に類なきを表彰するにあり。同十年讀成りければ、狩野探幽をしてその圖を畫かしめ、舜水に託してその讃文を書せしむ。第二十二圖即ちこれ。それより二十三年、舜水歿してまた十一年を経て、元祿五年、西山公湊川に正成の碑を立て、碑面に嗚呼忠臣楠子之墓と題し、その陰にこの圖讃を刻せしめられぬ。後世慷慨の士普く傳唱して、忠孝著乎天下、日月麗乎天の語の如き、口々に吟誦したり。この由來に就いては、異説あり。安積澹泊は曰く、文恭(朱舜水)嘗在長崎、應人需而著像贊、今猶陰以垂將來と。按ふにこれ安東省菴が三忠傳の自序に昔朱老師在長崎、有友人求楠公父子畫像贊者、乃伊傳早覽、蓋二十有三年于今矣といへるなど、據りしにはあらずや。されど省菴が朱老師正成公贊として三忠傳に援けるは、好學宏論の四字を以て始まり、碑陰の文とは全く別なり。五十川剛伯が編修の朱微君集には、忠孝著乎天下云々の讀の題下に應賀越能三州大守菅公之命と記し、室鳩巢は本藩に今參議公命狩野某畫櫻井誠子之像、且請歸化人舜水先生朱之瑜爲之贊焉、厥後常山侯故黃門公立碑于湊川、以表列官之墓、亦取其贊、刻之碑背、蓋其文足以昭示後世也といへり。のち中山文節の楠木

忠孝者乎天下日月孰乎天、地、人、自則晦蒙否塞
 人心底忠孝則家破、在子乾坤、及度、金、少、梅、公、佛、正、成
 者忠勇節烈、圖士無恙、英、行、事、不、可、概、見、古、極
 公、之、用、兵、富、強、弱、勢、於、其、先、清、東、也、操、於、呼、收
 對、人、在、任、禮、士、指、謀、是、日、謀、在、不、中、而、戰、事、不、冠、禁、心
 天、也、金、石、不、渝、不、為、利、四、也、為、寒、林、故、能、與、後、王、官、道、於
 舊、都、訪、三、也、乃、法、狼、後、一、也、而、廟、議、不、滅、元、光、始、於、樓
 殺、回、備、破、抄、鐘、庚、功、中、英、而、震、主、策、於、而、弗、商、年
 之、日、身、許、圖、之、元、魔、如、自、古、未、至、元、帥、如、身、庸、也、斷、而
 大、將、純、主、功、於、姓、者、觀、其、法、治、則、法、常、就、執、執、取、寄
 命、士、為、於、自、危、物、忠、勇、日、能、如、是、誓、而、斷、子、父、不、見、弟
 世、為、忠、貞、節、者、年、於、一、門、或、之、象、五、合、王、公、大、人、日、及
 甲、卷、士、交、日、而、誦、說、之、不、衰、書、必、王、大、過、人、者、惜、乎
 載、筆、者、無、所、考、信、不、能、為、揚、其、盛、美、大、任、耳



明倫彙編
 家範典
 卷之六
 明倫彙編
 家範典
 卷之六



絹本縦三尺九寸九分横一尺七寸一分

楠公父子訣別の圖 第二十二圖

誌に澄泊、旭果の文ともに掲げて、而して、辟除勅明、微士、朱舜水、嘗
爲加賀管公所撰贊詞、以代銘といへるは、蓋し公平の論なるべし。

公が楠公欽仰の篤きや、ひとり探幽の畫を以て満足せず、更にその圖を畫かして世子に授けんとし、久しく故實を考へて、狩野伯圓をしてこれを書かしむ。屢、稿を更へて享保九年畫はじめて成りしかば、林鳳岡をしてこれに讀せしめられしに、稿未だ成らざるうちに公は薨去せられぬ。公また後醍醐天皇の皇子たちが金枝玉葉の身を以て戰場に馳驅し、國事に盡瘁したまひし遺烈を仰ぎ、わけて中務卿宗良親王が、至孝純忠、或は執へられ、或は遷され、諸國に流浪し、轉戦五十餘年、つぶさに艱難を嘗めたまへるに、その名の護良親王の如く顯はれざるを遺憾とせらる。親王才藻ありて、多く和歌を詠みたまひ、その吟は世の歌人輩が机上の空言にあらず、南船北馬の間境遇に觸れて進れる自然の聲にして、壯烈悲痛絶えて前後に等類なし。公その家集新葉集を愛誦して措かず、更にこれを選択して二首を得らる。

おもひやれ、手もふれざりし梓ゆみ、おきふしわが身なれんものとは、
君のため世のため何かをしからん、すてゝかひあるいのちなりせば。

そのうち特に第二の歌を以ていはゆる君爾忘身國爾忘家の語にもかなへりとして、感歎のあまりまた親王の肖像を畫かしめんとし、故實を尋ねしむれども、未だその意に満たずして、果さずして止みぬ。されど親王の遺著を求めて、やうやう武者小路實隆卿の祕藏の五百番歌合を借り得られしが如き、崇敬のあまりいかにその遺著遺品の採集に苦心せられしかを想はしむ。享保の頃、靈元天皇の皇孫京極宮家仁親王の江戸に下りたまひし時、公往きて謁せらる。親王時に十七歳、公その風手を見て、昔の大塔宮といふもこのやうなる御方にやありけん、心のうちに思はれたりといふは、これまた平常欽仰の情の何かにつけて現はれしなり。

南朝實錄と三帝和歌

公深く南朝の事蹟の湮晦して世に傳はらざるを慨き、夙く南朝實錄を編まんの志あり、史料を蒐め、事實を稽へて撰修に着手せられしが、政務繁劇にして完成を告ぐるに至らず、今僅かにその殘缺を存するのみ。享保中また新葉集、新續古今集、五百番歌合等を抜抄して、後醍醐後村上、後龜山の南山三帝の和歌各一帖を編せらる。惜むべし、今傳はらざれば、纂輯の成否をたしかにしがたけれど

も、これらはいづれも公が本意の存するところを明かにするものなり。天保中三條西家の家司書を前田家に贈りて、往昔の公が恩眷を謝して曰く、「三條家傳來之名記等、松雲院殿朝廷之御爲と深思召被爲在候而、御助力知并御指金迄被爲進置、猶亦御文庫も御造立被爲進候に付、當家代々厚辱被存候」と、讀者須らく朝廷之御爲の五字に注目すべし。

大義名分の論

大義名分を正しくするは公の素志にして、この點より見て公を以てまた尊王論の先登たりと斷するに憚らず。當時は幕府の基礎極めて堅く、幕末の激烈なる志士の運動などは未だ上下の夢にだに見ざるところなれば、この時に討幕の論を聞くなどは固よりあるべくもあらず。たゞ義理を正し、國體のよつて以て立つところを明かにしたるぞ、後の尊王論の曙光なりける。信長、秀吉、家康の三公も朝廷を尊崇したりといへども、これらはむしろ内裏造營、供御獻上など物質的のこと多かりき。しかるを大義名分を正しくし、はじめて尊王主義の基礎を立てたるは、水戸西山公實にその翹楚にして、ついで荷田春滿等の國學者別途に旗幟を揚げたるなり。西山公の主張は實にその大日本史に現はるゝも

のにして、皇統の正閏を正して、第一に神功皇后を后妃傳に收め、第二に弘文天皇を帝紀に加へ、第三に南朝を正統にかけたるを以て本書の眼目とす。松雲公の西山公におけるは叔姪の間がらなれば、名分の論もまたかの公に學んで唱へられたるやうに思はるれど、楠公父子訣別の圖讖に於て見たるが如く、この點に於てもまた決して然らず。そは前述の公の主張より見て、ほゞその獨得の持論たるを推すべけれども、なほ第三章に至りて二公を比較する時に説くところあるべし。

公の性行の概括

水戸家にては子孫編纂の業を繼いで、大日本史は着々として世に出でたり。松雲公の輯録に至りては、纔かに緒に就きたるのみにして、その功は遂に廢れぬ。これ公が萬事にわたりて規模のあまりに大いにして、いづれもまた獨力を以てこれに當られしが爲なることを思ひ憾ますんばあらず。公の理想は極めて高し、その眼を以て臣從の爲すところを見るに甚しき缺陷あり、乃ち博大なる元氣に任せて、自ら網羅し分析し、根本よりすべての事物を解決せんとす。従うて實際の低きに安んずるよりは理想の高きを追はんとする學者的政治家の

傾向時に現はれざるにしもあらず。しかれども公の如き多方面の人を評するに、かくの如き概括的の語を用ひて足れりとすべけんや。人性は複雑なり、尋常の者だにも時に臨みて氣分の差ありて、進退の跡もまた異なるを、單に一種の概念を以てこれを示せば、屢撞着に陥ることあり。公の評固より容易ならずといへども、強ひて一言を以てこの章を結ばんに、既に緒論に於て述べたるが如く、公は上流武士の標本なり。質素にして勤儉、自ら警めて己に克ち、精力尤も旺盛、忠孝を勵まして、敬義を重んず。その學問は先哲の說に順うて遵守を主とし、たれども、自ら信ずるところに至つては、舊套を破りて憚らず。大義名分を正されしは非凡の卓見にして、圖書の蒐集、本草の獎勵の如きも、また從來比類を見ざる鴻圖なり。この終の二事は、次章に説くべし。

第二章 かをる梅が香

學術工藝に関する事業

公が事業のうち、凶荒の賑救、お小屋の開設、改作の完成、役料の更張、士風の戒飭、

職制の改革、武備の整頓等については、事歴のところへについてを以て記しぬ。されど學問の事業は公が生涯に通じて拮据經營せしところにして、漫に局を限りて一時代のうちにこれを收むるを得ざりき。さればこゝに一章を設けて、圖書の蒐集編纂等について説かんとす。

學校創設の企

古來、賢君教學を以て先として、多く學校を立つ。元和偃武以後、松雲公の時までの幕府諸藩の學校を數ふるに、寛永七年、將軍家光公林羅山に忍岡に宅地を賜ひて興學の處となさしめ、同九年、尾張侯義直この地に孔廟を營む。元祿三年、羅山の孫鳳岡の時、將軍綱吉公これを湯島に移さしめて、幕府の聖堂とせらる。正保四年、醫生向井元升長崎に立山書院を建つ。いはゆる長崎聖堂にして、元升は實に公の爲に庖厨備用和名本草を著はし、人なり。書院は一旦火災に罹りしが、延寶四年、長崎奉行牛込勝登これを再建せり。藩學にては、寛永十三年、南部重直盛岡に文武場を設けたるが、後世に至りて明義堂といひ、更に作人館と稱せらる。寛文のはじめ、保科正之が會津に稽古堂を建てたるもの、即ち後の日新館の基礎をなし、これに前後して池田光政また岡山に學校を起し、風化大に行

はれて、詞人をして漁家兒女亦知字、笑把孝經教老翁と歎賞せしむ。元祿十年、上杉綱憲が幕府に倣ひて米澤に聖堂及び學校を設けたるは後の興讓館。寶永五年、鍋島吉茂が佐賀に立てたる聖堂は後の弘道館。正徳三年、徳川吉宗が和歌山に開きたる講釋所は後の學習館にして、享保四年、毛利吉元また萩に明倫館を置きたり。されど學問を好むこと世にたぐひ稀なりし公も水戸西山公も共に學校を設けられざりき。

敢て設けざるにはあらず、學校創建の志はありしなり。公嘗て朱舜水の考案に基いて孔子の神位、簠簋、籩豆以下の祭具を備へられしが、今僅かに舜水の筆に成れる神位を金澤尾山神社に藏す。されどこの一物なほ公が孔廟創設の志を證すべく、しかも孔廟といふは單に孔子の祠廟の謂にあらずして、併せて學校を含めたるものなり。舜水朱氏談綺に擧ぐるところの孔廟の圖を見るに、殿閣堂々として相列なれるが中、その最も重要なものは大成殿、尊經閣、明倫堂にして、即ち祠堂、文庫、學問所を併せたるものなり。公が文庫の名を尊經閣と命せんとし、その可否を舜水に質すや、舜水この稱の孔廟のほかに用ふることな

きを以て、改めて經正閣とすべしと説く、されど公の聽かずしてなほ尊經の二字を採られしを見れば、孔廟建築の計畫ありて、文庫もその所屬とせんとの志なりしことを知る。果せるかな、かの大願十事の第九條に先聖殿并學校造營事とあり、生前にその計の緒に就かざりしは惜むべしといへども、寛政中、公の孫治脩公が學校を開きて、名づくるに明倫堂の稱を以てせられしは、即ち公の遺志を紹きたるものにして、後にわが藩の學問の旺盛なりしは、また實に公の遺澤を被れるなり。

諸士の養成

享保中、八代將軍士風の衰廢を憂へ、旗本の士をして大いに學に就かしめんとし、湯島聖堂のほか、高倉屋敷を設け、儒臣に命じて出講せしむ、されど往いて聽くもの少く、好學の風なほ興らず、將軍學問振作の方案を儒臣に問ふ。室鳩巢對へて曰く、謹んで案するに、上に行はれずして下に化することなし、君眞に學を好み、まづ近習の士より啓發せば、おのづから他の諸士に及び、ついで江戸に擴がり、更に諸國に布くべしと。蓋し鳩巢久しく松雲公に近侍し、目睹心會せしもの、即ちこの立言ありし所以ならざるか。公みづからの好學は更に説くにし

圖書の蒐集

も及ばず、奥小將の輩を鞭撻して諸士の模範たらしめんとせられしことも、また既に述べたり。奥小將は藩士の子弟より學術操行の優秀なる青年を選択して常に座側に侍せしむるものにして、別に室を與へて伺候の隙に讀書習字などを學ばしめ、廣場を構へて武技を鍊らしめ、薄祿の徒には特に學問料を給して學問に勵ましむ。また名家の學を傳へんと欲し、特に俊秀の士を選んでこれに従學せしめらるゝこと、例へば朱舜水に奥村庸禮、五十川剛伯を託し、木下順庵に室鳩巢、小瀬木哉を託し、持明院基時卿に山本基庸を託せしが如きものあり。かくの如くして藩内卓越の士彬々として輩出したたり。

俊秀の士を養成せられしが如きは、世の賢明なる侯伯に求めば、その類また少からざるべし。學校を開いて風化を普からしめたるに至つては、誰か備前芳烈公に及ばん。ひとり公が畢生の事業として渾身の心血を注ぎ、絶えて他にその耦を見ざるものは、圖書の蒐集なり。そもこの事業は既に徳川初代の將軍に端緒を開けり。家康公夙く文學興隆に志あり、永く國家を隆昌ならしめんに、は、教學を盛んならしめざるべからず、近く法令を制定せんには、また古書研究

の要ありとす。悲しむべし。戰國亂麻の世は典籍を混ぼし、四民蒙昧に慣れて學問の要を覺らざること。乃ち銳意天下に佚書を索めて、五山の僧徒をして淨寫せしめ、特に大切なるはこれを刊行せしむ。文運これより駸々として進み、民間印刷の業もまた興れり。その後、水戸西山公修史の志篤く、その資料を得んが爲に、人を四方に馳せて探索せしむ。奔走の勞まことに至れり。松雲公これと時を同じうして、また蒐集に従事し、或は共に勵むが如く、或は對ひ競ふが如く、しかも規模は最も遠大にして、六十年の精を傾けて倦まず、百萬石の富を殫すも惜まず、以て和漢の珍籍奇書を一堂に集めて、その散佚を拒がる。水戸侯の採集は主として修史の資料を得んがためなり。公は廣大なる文庫を設けて、天下後世の益を計れるなり。彼は一の手段にして、此はそのまゝに大いなる目的をなす。この事業は公をして古今に獨歩せしむ。これあるが爲に公の傳記は最も光彩あり。

公が手輯の桑華字苑を案するに、自ら藏むるところの典籍を別つて小松藏書、金澤藏書、及び尊經閣藏書とす。小松本は利常公が求められたる本をその所在によつて名づけしにて、慶長七年十月晦日夜、家譜舊籍等回祿の災にあひしかば、その以後の收得にかゝれるもの、金澤本は光高公の獲られたるものなり。尊經閣藏書は公が自ら集められたるものにして、寛文以後、盛んに蒐集に従事せられしが、そのはじめは實に萬治二年にあり。爾來孜々として薨去に至るまでこれを情らず、珍籍の購ひがたきはこれを借り、また特に人を派して或は謄寫せしめ、或は抄録せしめ、價值の極めて大いなるものは、一字一畫も原本のまゝに精寫して、蠹蝕の狀までも原狀を存せしむ。かくの如くにして生涯に積聚せる書汗牛充棟など譬へんも思かなり。惜しいかな、後世數回の災に罹り、また幕府への進獻諸家への贈遺に百數十年の間にその幾分を減せしだにあるに、維新廢藩の際散逸して所在を失ひしもの頗る多し。しかれども尙かつ前田家尊經閣に藏むるところの書數十萬、うちに稀觀の逸品、絶無の奇書の夥しきこと、既に世間に定評あり。

京都方面

京都は千歳の帝居、文藝の淵藪にして、書籍を求むるにもこの地を第一とす。べきは勿論なり。こゝにありて公のために盡力するもの、僧俗ともに少からず。南

禪寺慈照院の長老祖縁は當代五山の碩學として、その名上下に喧傳せる人なるが、もと金澤の士佐々木定之の子にして、二兄定賢、定保ともに公の近侍たり。されば俗縁を以て屢、公に進謁し、その委託を請けて、主として禪宗五山の珍籍を借る。當時五山の僧つとめてその書を秘し、これを覽るは頗る困難のことなりしかども、縁長老百方周旋して公の爲に計れり。金工後藤演乘、同達乘はともに公の扶持を受けて京に棲めるもの、命によりて奔走し、能優竹田權兵衛も京にありて公に祿せられしが、その道に似合はぬ博學の者にして、また圖書の蒐集に力めたり。木下順庵は來りて公に仕へしが、はじめ帷を京に垂れたる縁にて、毎歲特に暇を賜はり、京に出で、その業を續くるを以て、山本基庸は入木道を持明院家に學び、屢、京に來往するを以て、いづれも公の爲に盡して功あり。その他、公の臣田中一閑、平田内匠大允、大森三郎兵衛等も、中院通躬の門人菅眞靜、もとの庭田家の雜掌水島右近等もみな京にありて、公の祿を賜はり、いづれも求書の大業に與かつて力ありき。

畏くも禁裡、仙洞をはじめとして、宮家、攝政家以下の皇族朝紳、洛中、洛外の神社

佛閣、縁に資り、つてを求めて、力めてその記録文書を借覽し、謄寫せられしが、佛寺にては東寺に於て最も多く材料を得られ、仁和寺等これに次ぎ、神社にては石清水などその尤なりしが如し。搢紳にては、二條關白家は、四代將軍が林春齋をして國史を撰修せしめ、その資料を募られし時、後水尾法皇が、公卿の中殊に舊家記を藏す、しかれども秘して出さずと宣ひし家なるが、幸に公その女榮姫を吉忠公に嫁して、永く姻戚の縁を結ばれたれば、遍くこの家の藏書を借覽せられしこと、言を俟たざるべし。三條西家は、南北朝の頃、公時卿にはじめて正親町三條より分れ、應仁の頃、その曾孫道遙院實隆公和歌に名あり、宗祇法師と計りて二條當流を再興し、その子稱名院公條公、その孫三光院實澄公相繼いで家聲を墜さず、父祖三代方に絶えんとする歌道を一家に支へ、古今傳授を細川幽齋に授けて、以て戰國の文學を江戸時代に傳へたり。かくの如き家がらにして、歴世好學の人多く、藏書はもとより二酉の富あり、松雲公の時は大納言實教卿の代なりしが、西洞院時成卿これと親交ありしを以て、公これが紹介によりてその典籍を見んとせらる。時成卿酷だ牡丹を愛し、三國白の名種を求むれど

も得ず、公弘く海内を探りて、やう／＼一株を得、これを贈りなどして、懇望極めて切なれども、これまで水戸家より屢頼み來れるをさへ、ふつ／＼に斷れりと應せず。往苒空しく星霜を過せる間に、實教卿は薨じて、その子公福卿後を繼ぐ。卿時に六歳に過ぎず、家司河村權兵衛家事を處理しけるが、文庫修理に志あれども、財政豊かならず。ある時、これを後藤達乗に語りて、公の補助を借らんことをほのめかす。達乗ことの由を通じけるに、公喜んでこれを諾し、一切修復の任を負ひ、こゝにはじめてその家の舊記古文書すべて借覽するを得たり。

與力津田太郎兵衛光吉は書物調奉行の職にあり、屢從士數人を從へ、諸國を巡歴して逸書を求む。その奈良に至りしは天和元年にして、水戸西山公の吉弘元常、佐々宗淳を遣はされしに後るゝこと僅かに數日なり。古來、東大寺の藏書の如き、閱覽極めて難かりけるを、光吉等公の旨に依りて奈良奉行に囑し、その幹旋によりて聽許を得、またその他の名寺巨利弘く訪問して蒐集遺すところなかりき。光吉が東海道地方を歴訪したるは、これよりさき延寶中にあり。特に鎌倉、金澤は、一は久しく覇府の存せしところ、一は有名なる金澤文庫のありしと

奈良と鎌倉

金澤文庫

ころなれば、延寶五年のほか往訪數回に及び、探索甚だ精し。されど鎌倉は八幡宮、五山、十刹等の社寺なほ存すれども、その地衰廢年久しくして、舊記の存するもの尠く、且江戸に近ければ幕府、水戸侯等の臣の既に採集の爲に巡歴せる後にして、得るところ多からず。乃ち光吉等は去つて金澤に向へり。そも／＼金澤文庫は武藏國六浦莊金澤にありき。鎌倉幕府全盛の世、北條實時この地に稱名寺を建て、その境内に文庫を創設し、その子顯時、その孫貞顯相繼いで典籍を集め、子弟の學問所としたるが、貞顯の子貞將の戰死せし後、廢蕪に歸せり。應永年間、上杉憲實管領たりし頃、これを再興して、多く宋版の書を支那に求め、それより文明の頃まで釋菜の禮も絶えざりけん。と覺ゆるを、戰國以來、屋宇壞れて藏本散亂し、敗殘の狀、遊子をしてそゝろに懷舊の情に堪へざらしむ。光吉の尋ね至れる時も、文庫の跡はこゝぞといふばかりにして、秋草露空しく、滋く、稱名寺は軒傾きたれど、微かに昔の面影を止めて、塔頭五院を存せり。文庫の書はいかゞなりつると問へば、小田原陣の折、わけて多く散佚し、僅かに遺りたるうち佛書は唐櫃十一合に收めて佛壇の脇に据ゑ、外典は十あまりの俵

に東ねて、佛殿の天井に上げ置きたりと答ふ。その儀の中を見せらるまじきかと頼めば、五院のうち二院の僧今學問のために奈良にあり、總院寄りあひての上ならでは開くことかなはざる定めなりとて、聽かず。これ一つはその保存のゆき届かず、殘本も蠹蝕して完形なからんことを恥ぢてなり。かくてうち捨て置かば、彌紙魚の栖となり果つべし。裝釘もし整理もして參らせんに、是非に閱覽を許したまへといへど、なほ聽かず。よくく相談の上、一應調査もして後のことにすべし。來春早々に案内せんとあれば、せん方なく、堅く約を契りて一旦は歸りぬ。その後やうく承諾を得て、寫すべきは寫し、また特に三櫃の書を購入ひ得たりといふ。今日前田家に存するところ、漢書にては兩京新記卷三の寫本、春秋左氏音義、世說新語、冲虛至德真經のいづれも宋版なるもの、國書にては西宮記、政事要略の殘缺など、みな金澤文庫の印あれば、由來するところを推すべく、享保中、幕府に獻りし法曹類林三卷、清癯眼抄等もまた稱名寺に得たるものなり。

その他の地方
及び外國

近畿及び鎌倉附近は公屢、人を遣はして圖書を求められしが、山陰、山陽諸國は

吉田與兵衛命を受けて各地を搜索すること、元祿十一年より前後殆ど五六年の間に涉り、東北地方は嘗て田中一閑を遣はされぬ。稻若水また本草研究のため諸國を巡りて、かたはら典籍を求めたり。支那、朝鮮の好書の多きは、前田家藏書の特色なるが、朝鮮は宗對馬守これが交際の任に當れるを以て、朝鮮本の蒐集は公宗氏に託し、その臣平田直右衛門、雨森東五郎等搜討の勞を執れり。東五郎は即ち木下順庵の高弟芳洲なれば、特に力を致せるならんと思はる。對馬にまた以耐庵といふ禪室あり、五山の僧の漢學に長ずるもの、かはるく住持し、宗氏を佐けて外交文書の往復を掌りしが、公またこれに依頼して、明律の書を朝鮮より獲られしこともあり。支那、和蘭の書は長崎奉行に託して購求せられたり。

利常公蒐集の
圖書

按ふに公がかくの如く熱心に圖書を蒐集せられしは、一は父祖の性を受けられしなり。公がその書を別ちて小松、金澤及び尊經閣の藏書に別たれしことは、既に述べたるが如し。利常公特に和歌を好んで古名家の手に成れる斯道の書を集めらるゝこと甚だ多かりき。單に古名家とのみ抽象的に述ぶるもあまり

が寫せるもの二部、三好長慶が傳へ持ちたるもの一部、細川幽齋の筆に成れるもの一部等、合せて十餘部を數ふ、彩華絢爛、彼此相校して眞のこの歌學經典の完本は得べからん。

後撰和歌集 奥書によるに、天福二年三月二日、桑門明靜、藤原定家が寫したるを、更に嘉曆二年四月十二日、權律師淨辨が洛東靈山藤本の草庵に於てこれを寫し、元徳元年七月五日、運尋に授けしものなり。

拾遺和歌集 奥書によるに、天福二年八月中旬、藤原定家が寫したるを、文應元年七月、桑門融覺、定家の子藤原爲家、これを寫し、のち嘉曆二年五月三日、淨辨が藤本の草庵に於て更に寫し、正慶二年正月十五日、運尋に授けしものなり。

土佐日記 天下の逸品、古今の珍玩、紀貫之の自筆を藤原定家の筆寫せる小形の横本なり、定家の奥書は頗る精細にして、中に文曆二年乙未五月十三日乙巳老病中、雖眼如盲、不慮之外、見紀氏自筆本蓮華王院寶藏本といひ、不堪感興、自書寫之、昨今二日終功、桑門明靜といへり、本文の末の二葉は筆者が

原本のまゝに臨模したるものにして、定家自ら書して爲令知其手跡之弊、如形寫留之、謀詐之輩、以他手跡、多稱其筆、可謂奇怪といへり。筆勢は得がたからんが、字形は則ち存して、世の貫之の筆と稱する筆蹟の眞贋を定むる試金石となり、また承平の昔いかなる假名字體の用ひられしかを知るべき無比の資料たり。この小冊子の尊尙すべきは、豈ひとり日記の定本たり、定家の自筆たるが故のみならんや。第二十五、第二十六の二圖は貫之の自筆を模したる本文の末二頁にして、第二十七圖は定家の奥書なり。

大和物語 この本また大和物語の定本たるべきものなり。奥書に云く、弘長元年十二月頃、以家本令書寫之、同二年校合之、六十五老比丘融覺と、後世中院通村更に卷末に書して、此一冊は前大納言爲家融覺眞跡也云々といひ、また抑此物語、正本不留布當世、仍備仙洞御覽畢、尤可謂絶代之至寶者也といへり。

廣田社二十九番歌合 この歌合は、承安二年十二月八日、道因入道の勸進によつて開かれ、定家の父藤原俊成これが判者たり。この書三卷、判者自ら筆

文曆三年乙未五月十三日己未老病
唯眼必昏不慮之外見紀氏自
本蓮華寺院寶篋本

物紙白紙不折高一尺二寸五分許廣
一尺七寸五分許紙也以六枚無油
表紙續白紙一枚瑞新折返不三折

有双題去右日記貫之筆
其去後和非別行定行亦其
新有願字和下和取字和去後詞

不堪感興自古真昨个亦日
終切
桑門明辭

紀氏

近長八年位主左守

在國歲五年乙未年乙未

氣年甲午五乙未年甲午

今年乙未曆三百一年紙不折

損于字又辨明也

不讀得所多行亦去也



を執り、自ら跋して曰く、承安二年十二月十七日加判了、如令馳筆、不能沈思、後見雖有恥、依恐神慮也、俊成と、五條三位の筆蹟として、かくの如く明白にして秀逸なる名品は他にこれなかるべし、(第二十八圖はこの書の奥書を示す)

兼好家集 吉田兼好が自筆の家集稿本なり、中院通村の奥書に云く、此一冊者、兼好法師自撰家集草本歟、而彼集不流布于世、如今幸覽之、云、秀歌之能書、奇觀何者如之、不堪感悅、聊誌之、兼好の自署はなけれども、これをその真正の筆蹟に比するに、疑念の寸影をだにやどすこと能はざる逸品なり、(第二十九圖)

白樂天續古詩一卷 小野道風の書と傳ふ、綾地にかきたる筆力老蒼にして豪快、老松の巖に蟠まり、風に吟するが如し、次の歌合と相對して、平安朝名筆の範と仰ぐべきものなり、(第三十圖はその一部を示す)

十五番歌合一卷 この歌合は四條大納言公任の撰にかゝれり、和歌すべて三十首、そのうち八首は公任の自筆と稱せられ、(第三十一圖はその一部な

り、二十二首は中院通村の補足したるものなり。通村の書だけを見れば、精妙の技を賞すべしといへども、これを原筆に竝ぶれば、月前の孤燈のみ、原筆は後の假名書の如く、脂粉の臭を帯びず、なほ漢字の骨法を存して筆力極めて道勁、瑟瑟として紙上に聲あるを覺ゆ。雋爽かくの如き假名また他に類ありや。

萬葉和歌集卷二 源俊賴の筆と稱す。たゞに筆蹟の巧妙なるのみならず、平安朝末季のものなれば、この歌集の寫本のうち時代の最も古き名品の一として、萬葉研究者の寶玉たり。(第三十二圖)

利常公と松雲公との求書の差別

以上の例を見れば、利常公が嗜好の概ね歌書にありしことを知るべく、その採集の方針も古代第一流の名家の筆蹟を集むるにありしが如し。その集め得たる珍書は、主として書院の裝飾、茶室の翫賞に供へられ、袷装の錦、書匣の蒔繪など、名物を選び、名家に託して、高雅優麗、技術の妙を盡せり。たとへば土佐日記の表紙裂は富田金襴を用ひ、箱は海岸の風景、貝類の圖様を細かに蒔繪にし、大和物語は千體佛の表紙裂を附け、松花堂昭乗が下繪の蘆手書蒔繪の箱に納めた

未考之三月五日判

如之數年 不涉既良

能者即何處就 慶

後成

不名車 黎 坂 汪

之

十二月八日 區 一 五 个 四 五

區 付 一 十 五 日 漢 家 之 意

月 十 五 日 也 也 也

未考之三月廿七日
 如之數年
 能者取
 仲安社
 廣
 後成
 不毛車
 學
 坂
 注
 二月廿五日
 返
 五
 月
 廿
 五
 日
 返
 月
 廿
 五
 日
 返

餘分三寸九糎 合歌番九十二社田廣筆成俊 圖八十二第

月をさして

けりいづらけとくさる月のみかりし
 しあはれけきかしてまじ
 花よりそわさるまじ
 春のよきまじはくくた
 きくさあわそ花よきるん
 山
 一の川よりくまはつるまか
 ちるいづらわはあふのん
 菩提樹のちりまはわそ
 けきにけよらあふるまけ

かきものさしききの天

一のきよなむかひは
 ききのまのまのま
 けいこのまのまのま
 わかあはかづらね
 ほんまのまのま
 はなまのまのま
 けいこのまのま
 浄舟傳所
 けいこのまのま

見西
 以人
 老把
 採
 好
 空
 鏡
 石
 出
 門
 林
 深

望之

上番

京家女術

未也乃取一

乃其何如能

左里一乃社社在東里

上之

めいしうりしなのまゆみひ平
 しなせらわをしうわいしんくま
 棒うり共随意依目女後心平初勝奴鴨
 あはれゆみひははれいしよふくま
 のられいふをせうわねぬも

棒うり共随意依目女後心平初勝奴鴨
 さらでいふをせうわねぬも

はらめいしうりしなのまゆみひ平

東人之所向選乃高き供余色味結余事余

家留音同 神作

おはれゆみひははれいしよふくま
 りしうりしなのまゆみひ平

大付宿禰持巨勢郎女時よりなる

大付宿禰持は女麻呂也難波胡右大臣大